

(表紙)

戊 慶 応 四 年

御 触 帳

辰 八 月 吉 日

慶応四辰年九月十六日年号改元有て

明治元年と相成候事

同年同月十九日塩町巷丁目河岸通り、伝馬町巷丁目御上水茶屋際、

四谷木木戸際、^(天立)理性寺門前、青山道玄坂、赤坂其外に候、左の

但阿州中納言様隊長より

従是東京府附属木村市三郎取締所

前書の通傍示杭相建申候

申 渡

徳川慶喜是迄水戸表へ謹慎被 仰付置候処、徳川亀之助^(家連)歎願の趣有

之、今般改て駿府宝台院へ転移被 仰付、此旨下々迄も不洩様、可

被相達候事

七月

右の通、従市政 御裁判所被仰出候間、組々不洩様通達可致候

慶応四年七月十七日〜九月十九日

辰七月十七日

南北小口 年 番 請印

右は館市右衛門殿にて被申渡候間、此段御達申候、御組合限り御通達可被成候、以上

辰七月十七日

神田年 番

申 渡

寺 島 陶 蔵
井 関 齋 右 衛 門

兼鎮台府会計兼市政裁判所御用被仰付候事

右の通為心得と被仰渡奉畏候、以上

七月廿一日

南北小口 年 番

右は館市右衛門殿にて被申渡候間、御組合御通可被成候、以上

七月廿一日

神田年 番

朕^{ちん}今万機を新裁^{しんさい}し億兆^{いひょう}綏^{すい}撫^ぶす、江戸は東国第一の大鎮^{しん}四方^{しやう}輻^{ふく}

輳^{そう}の地、宣敷^{のうしき}親^{しん}臨^{りん}を以て、其政を視^みるへし、因^{よつ}て自^じ今^{こん}江^{かう}戸^こを称^{しょう}し

て東京とせん、是朕^{ちん}の海内一家東西同視する所以^{ゆゑ}なり、衆庶^{しゆじゆ}此意^{こゝろ}を

辰七月

右

詔^{せう}書^{しよ}
みことごり

慶応四年七月〜八月三日

慶長年間幕府を江戸に開きしより、府下日々繁栄に趣候は全く天下

の勢斯に帰し、貨財随て聚り候事に候、然に今度幕府を被廢候に付ては、府下億万の人口頓に活計に苦み候者も可有之哉と不便に被

思食候処、近來世界各国通信の時態に相成候ては、専ら全国の力を平均し

皇國御保護の目途不被為立候ては不相叶事に付、婁東西御巡幸万民の疾苦をも被為問度深き以

叡慮 御詔文の旨被 仰出候、執も篤と御趣意奉戴し、徒に奢靡の風習に慣れ、再度前日の繁栄に立戻候を希望し、一家一身の

覚悟不致候ては、遂に活計を失ひ候事に付、向後銘々相当の職業を営み、諸品精巧物産盛に成行、自然永久の繁栄不失様、格段の心懸

け可為肝要事

七月

右の通 御書付出候間、町中不洩様、入念早々可相触候

辰八月朔日

町年寄 役 所

今般於東京当分鎮將府被 立置、駿河以東拾三ヶ国

駿、甲、豆、相、武、房、上・下総、常、上・下野、奥、羽支配たるへく旨被

仰出候事

辰七月

〔有栖川權仁親王〕大総督宮鎮台被 免、三条右大臣鎮將被 仰候事

七月

右の通 御書付出、町中不洩様早々可相触候

辰八月朔日

町年寄 役 所

町方人別の者にて、武家地に此程以来住居致候もの并右明屋敷は元誰屋敷と申義、右町人名前共急速御取調拙者共の内、高橋藤七郎方へ御申聞有之候様存候事

八月朔日

南三廻り

万石以上・以下武家屋敷住居向并長屋等市中町人共相對にて買請け取崩し、又は其俣所持致し候もの

右売渡候武家方名前、買受候元方の者并当時所持主又は取崩のもの名前共御組合町々不洩様取調、来る十日迄組限り半紙・竖帳にて、御返答書、有無共加藤保次郎殿方へ御差出可被成候

右は南穩密方御廻り方より御談に付、此段御達申候、以上

辰八月三日

小口 世話懸

申渡

組々 世話懸り 名主 共

此度関東筋酒造・濁酒造・醤油造の義に付、別紙の通被仰出候に付ては、於東京府醤油造渡世のものも可有之哉に付、夫々不洩様相達し、当五日より同十五日迄に、民政會計所へ名主差添罷出候様可致右は北 御裁判所より被 仰渡候間、其旨相心得、別紙御触案文写取、組合中早々申通し、支配限不洩様入念取調、無遅引其局へ可申出候、尤銘々支配内酒・醤油造渡世有無当方へ申立候様可致候

辰八月

右の通被 仰渡奉畏候、以上

辰八月六日

組々 世話懸り 耆人つ、 受 印

御触案

今般

朝政御一新、万民の疾苦を被為救度、毎々被 仰出の通りに候処、猶亦当於鎮台府に、関東御取締り相成候に付ては、年々の米穀出納を取札の義、肝要に候へ共、以来酒造人共従来の私利に迷ひ、豊凶を不弁、猥に造立候ては、国害を醸し候義に付、濁酒造・醤油造共、左の件に取極被 仰出候条堅く可相守事

一、酒造人共の義は、人命に拘り候米穀を潰し候家業故、年の豊凶に随ひ、造方増減を以、世上米穀潤沢御救御行届の為、造株・石

慶応四年八月六日

数をも往古より定則相立候厚き御趣意をも不相弁、一己の利欲に迷ひ、中には事実の造方明白ならず、心得違の族も有之哉に相聞

御仁恤にも拘り、不軽事に候、以後是等の失弊急度相改、諸事正路に於申立は、取調の上、改て鑑札免与へ、旧来の家業に不離様、一家安穩に相続可為致条、聊も惑ひなく厚く可相心得候

一、酒造古株并貸株共所持のもの、遣ひ高井増石相願候もの、此外新規造願分共、別紙雛形の通り、石数其外入念相札可申立候事右八ヶ国村々濁酒造の義は、是迄願立も不致、自俣の家業致候ものも有之哉に相聞、本酒造人共定則にも拘り、違作其上御救の

御仁恤にも差響候条、急度停止可申付の処、農民粒辛苦の者共

暑寒を凌ぎ、且食料補足にも相成候趣も、無余義筋に相聞候間、格別の以

御仁恵を、此度取調の上、鑑札を与へ免許申付候条、願有之分は石数取調可申立候

一、右国々醤油造の義、是迄五穀を潰し候家業に付、此度取調の上、鑑札を与へ免許申付候条、総て濁酒ケ条の通、諸事正路に可申立

右の趣聞八州村々の内、書面業躰のもの共、新規願のもの共、其村役人并大惣代共立会、耆人別に不洩様相札、村々名主奥印致し、本人共へ、一と組合の内大惣代式人つ、差添、来る八月五日より同月

慶応四年八月六日〜十日

十五日限り、民政御役所へ可申立候

右の通 御料知^{サカ}事、御預り所は役人、私領は領主、万石以下知行の義は其向寄々知^{サカ}事より可相触候

右の趣

鎮^マ台府へ伺の上、申渡之

右の趣相心得、時日を不移、一同へ急速行届候様可被相達候、若亦触面の趣等閑に相心得、前書日限不参の族有之におゐては、当人は

曲事に申付、村役人物代のもの共迄可為越度候条、其旨相心得不遅様可被申達候、尤向に寄万石以下小給地等へは前同様自^マ各方より不洩様可被達候

七月

右の通知^{サカ}事并万石以上・以下家来へ申渡候間、御支配所醬油造人共へ御申渡有之候様存候

辰八月

右の通今日樽俊之助殿にて被申渡候間、御支配限り右渡世のもの名前書、来八日朝五つ時初芝へ御持寄被成候、此段御達申候、以上

辰八月六日

組合 世話懸

右相達申候、以上

辰八月七日

名 主

申 渡

昨今浮浪の徒、脱走の徒、都下を焼失し、不容^{サカ}易企有之由、人心に

拘り、全く流言巷説には可有之候得共、万^マ心得違のもの有之候て

は、都下士民の憂苦不一方、煩念被 思食、依之当分の内、別紙諸関門夜中^マ切、猶又諸藩関門の守衛・巡邏等被入念厳重可相守旨御沙汰の事

八月

掟

暮六つ時^マ切後は、無鑑札もの通行を禁す、出先の飛脚^井外よりの急御用は、其旨趣申聞、申述通行可許、帰の節先方よりの添状を以、最寄の御門より可出事

夜中^マ切御門

日 比 谷 数寄屋橋 呉 服 橋 神田橋御門
雉子橋御門 田安御門 外桜田御門 鍛冶橋御門
常盤橋御門 一つ橋御門 清水御門

右御門々々の義は白昼たり共、胡乱のものは精々相糺、若狼藉の振

舞有之候は、捕押へ致し其筋へ可訴出候事、外郭・諸見付は火事其外非常の節は早速^マ切、官軍の外固く通行被禁候事

八月十日

右の通り市政御裁判所より被仰渡候間、町中家持は不及申、借家・店借、裏々召仕等迄入念可相心得旨、組合中不洩様急速可申通候右の通被仰渡奉畏候、以上

辰八月十日

組々 世話懸り 志入つ、 受 印

右の通權俊之助殿にて被申渡候間、御最奇分早々御通達可被下候、
以上

八月十一日

寺 嶋

差上申御請書の事

一、遊民鑑札御渡相成候義、算筆所御取建の義は、是又追て御沙汰
被為 在候旨、組々へ可申通旨被仰渡奉畏候、以上

八月

小口世話懸り 品川町名主 竹口庄左衛門

右の通北

御裁判所にて被仰渡、御請書差上候間、御達申候、御組合中御通達
可被下候、以上

八月十一日

小口 世話懸り

来る十五日東京府開市相成、鉄炮洲条約済の外国人居留致し、交
易御差許に付、銘々勝手に商売可 遂候、且同所へ致住居候義も
是又勝手次第たるべく候、尤其外外人勝手に徘徊可致筈に付、
不取締・不作法の義有之候ては、外国へ対し御失舛に相成候に
付、心得違無之様可致候

一、外国人居留地関門外の地所、又は家作等貸渡し候義は、一切不
相成候事に付、心得違致間敷候

一、外国人出先におゐて、荷物運送の為歟、其外の義にて差掛り人
足雇度旨申出候は、賃銭受取、身元相分居り候もの差出候様致

慶応四年八月十一日、十三日

へく候

一、於開市場に外国人へ品物売渡し、又は買入共交易勝手次第たる
へく候へ共、交易品物受取又は渡方相成候は、即日鉄炮洲町会
所へ可訴出候

一、外国人門扉等有之人家へ猥に立入らす積に候へ共、若相望一見
致度旨申立候上は、立入不苦場所へは案内致し、一見為致候義勝
手次第たるべく候、尤相 製候を不取用、及不法候は、名前
等承置、其旨早速可届出候

右の通急度相守可申候、若相背候ものは可為曲事候、都て不正の筋
等及見聞候は、早速可訴出、等閑の義有之外々より於相頭には、
当人は不及申、町役人共迄嚴重被仰付候間、違失無之様致べく候
右の通町中不洩様可触知もの也

辰八月

右の通市政 従
御裁判所被 仰出候間、町中不洩様早々可相触候

八月十二日

町年寄 役 所

御一新の折柄、出格の御仁政を以、今般養老の典被為拳、八拾八歳
より以上のものへは、御扶持方式人扶持、百歳以上は三人扶持下賜
候旨被 仰出候間、右年齢のもの府内町人共男女無差別、組々不洩
様取調、来る廿日迄に市政南裁判所へ可申立もの也

辰八月

慶応四年八月十三日

右の通従市政

御裁判所被 仰渡候間、町中不洩様入念早々可相触候

辰八月十三日

町年寄 役 所

組々 世話懸 名 主

鉄炮洲居留地関門外の地所、又は家作等外国人へ貸渡候義は一切不相成事に付、心得違致間敷旨相触置候へ共、若内々にて相背貸渡候もの有之候ては、以の外の事に付、仮令外国人より相對を以相掛り候共相断、其段早速可訴出、等閑置候敷、又は触面の趣相背候もの有之におゐては、吟味の上、嚴重可申付候間、右の趣居留地最寄は勿論、町々不洩様早々可申通候

右の通被 仰渡奉畏候、為後日仍て如件

辰八月十三日

組々 世話懸 忝人つ、 受 印

組々 世話懸 名主共

府下町々家作の義、度々類焼又は新規建直し等の節、いつとなく往還へ出張規失の道式を私に困込候族も有之哉に相聞、以の外の事に候、右は畢竟地主・町役人共心得方等閑故の義に付、取調の上、夫々答申付、即時取払可申付候処、今般の義は格別の以 御宥免、御咎の御沙汰には不及候間、早々切縮め候様可致、殊に東京府開市に付、築地・鉄炮洲等外国人居留相成候間、馬車通行等差湊い、自然往還間狭の場合より、怪我等致候もの有之候ては、愍然の義に付、

兼て申渡置候条心得違無之、右居留地内は別ての義、早々取払可申

付候、願濟にても床見世の類往還へ出張の分、木戸番屋見守番に候

共、往来差障りの分速に取払可申候

右の通組々番外迄不洩様、早々可申通候

右の通被仰渡奉畏候、仍て如件

辰八月十三日

忝組 忝人つ、 受 印

町方住居浪人

儒者 劍術 鎗術 柔術

右業前もの不洩様取調、来る十八日南

御裁判所へ可差出旨、安藤源吾右衛門殿被申渡候間、御達申候、尤

業前宜敷高名の分へは印相附可差出、又最寄武家地の分も同様取調

可申、右調方は密々に不及旨被申渡候間、来る十七日中無相違龜の

尾方へ御封にて可被遣候、以上

八月十三日

小口 世話懸り

右の通今日北於

御裁判所被仰渡候間、御最寄へ早々御通達可被下候、尤町方住居最

寄武家地共浪人・儒者外三廉共有無返答、来十六日中無相違茂左衛

門方へ被遣候様、是又御通達可被下候、以上

辰八月十三日

寺 島

先般海内一家東西同視の思召を以、東京の義被 仰出候所、当春

率然兵馬の事起候より、以来東国無^こ章^の蒼生^{せいぞく}賊類^{ぞく}の為^に塗炭^{とたん}に陥^{おち}り、流離^{りうざん}艱難^{かんなん}其生^{せい}を聊^{さう}せず、依之

御親臨^{しりん}御綏撫^{すいほ}被^ま遊度^{ゆうど}、非常^{ひじょう}御手懸^{ごてげん}御行装^{ごぎやうさう}を以^{もつ}不遠^{ふえん}御出輦^{しゅしん}可^べ被^ま為^{れん}在旨^{ざいし}、被^ま仰出候事^{おほいだしごうじ}

八月

右の通り被

仰出候間、町中不洩^{ふしやう}様、入念^{にんねん}早々^{ささ}可^べ相触候^{あひふれ}

八月十五日

町年寄 役 所

九月廿二日は

聖上御誕辰^{せいじょうごたんしん}相当候^{ちやうたうごう}に付、毎年^{まいねん}此辰^{このしん}を以^{もつ}群臣^{ぐんしん}に酬宴^{しゆえん}を賜^{たま}ひ、天長節^{てんぢやうせつ}御執行^{ごぎやうぎん}相成^{あひな}、天下^{てんか}の刑戮^{けいりよく}被^ま差停候^{さしやうごう}、偏^{ひとへ}に衆庶^{しゆじゆ}と御慶福^{ごけいふく}を共^{とも}に被^ま為^れ遊候^{あそぶごう}

思食^{しゆじき}に候間、於庶民^{しよじん}も一同^{いどう}御嘉節^{ごかせつ}を奉祝^{ほうしゆ}候様被^ま仰出候事^{おほいだしごうじ}

八月

是迄

先帝御発喪^{せんていごはつぼう}十二月廿九日^{じふにがつにじゅうくにち}を以

御忌日^{ごきじつ}被^ま為^れ定^{さだ}、毎月^{まいげつ}御日柄^{ごひがら}御精進^{ごしやうじん}被^ま遊候^{あそぶごう}処、今般^{こんぱん}制度^{しど}復古^{ふくこ}の思食^{しゆじき}は第一^{だいいち}

御深慮^{ごしんりょ}古礼^{こらい}に被^ま為^れ基^{もと}、以来

慶応四年八月十五日、十九日

崩御^{くわうご} 御正忌^{ごせいぎ}の通り十二月廿五日^{じふにがつにじゅうごにち}と被^ま為^れ定候^{さだごう}、仍^{なほ}ては右正^{みぎせい}当^{あた} 御祭^{ごまつり}日の義^ぎ、是迄^{これほど}よりは一段^{いちだん}恭敬^{けいけい}主重^{しゆぢゆう}の

御遊宴^{ごゆうえん}等は被^ま為^れ為^れ慎^{しん}、御精進^{ごしやうじん}杯^{はい}の末弊^{まつへい}に於^おては廢止^{はいし}被^ま仰出候事^{おほいだしごうじ}

八月

八月十五日

町年寄 役 所

町銘^{ちやうめい}の内^{うち}、御^ごの字冠^{じやくかん}り候分^{ごうぶん}、以来^{いらい}相省^{あひさう}き候様^{ごうさま}可^べ致候^{いたしごう}

右^{みぎ}の通北^{つうほく} 御裁判^{ごさいばん}所^{しよ}より被^ま仰渡候間^{おほいだしごうごう}、例^{れい}の通組合^{つうごうあひ}早々^{ささ}可^べ申繼候^{まうしつぎごう}

右^{みぎ}の通樽^{つうそん}俊^{しゆん}之^の助殿^{すけのどの}にて被^ま申渡候間^{まうしわたごうごう}、早々^{ささ}御通達^{ごつうたつ}可^べ成候^{なせごう}、以上

辰八月十六日

神田年 番

覚

一、今日^{けふ}土方^{ひがたか}大^{おほ}一郎^{いちぢやう}殿^{のん}是迄^{これほど}の職務^{しよくむ} 御免^{ごめん}、鎮将^{ちんぢやう}府弁^{ふべん}事^じ被^ま仰付候^{おほいだしごう}
一、今日^{けふ}西尾^{せいび}遠江^{えんぢやう}介^け殿^{のん}職務^{しよくむ} 御免^{ごめん}、鎮将^{ちんぢやう}府弁^{ふべん}事^じ被^ま仰付候^{おほいだしごう}、此旨^{このし}町

中不洩^{ちゆうふしやう}様早々^{ささ}可^べ相触候^{あひふれ}

八月十九日

町年寄 役 所

痘瘡^{たうそう}の義^ぎは、小兒^{せうじ}の大厄^{おほいやく}に有^あ之^の候^{ごう}処、近年^{こねん}牛痘^{ぎゆたう}の良法^{りやうはう}相開^{あひひら}き、其厄^{そのやく}難^{がた}を遁^ぬ候者^{ごうしや}不少^{さうしやう}候^{ごう}へ共^{とも}、未^なた未^な々に至^{いた}候^{ごう}ては、狐疑^{こぎ}致^{いた}し又^{また}は貧窮^{ひんきやう}等^らにて手数^{てすず}を厭^{いと}ひ、終^{つひ}に天然痘^{てんぜんたう}にて非命^{ひめい}の死^しおよひ候^{ごう}ものも有^あ之^の故^{ゆゑ}に相聞^{あひきこ}、実^{まこと}に憫然^{みんぜん}の至^{いた}に候^{ごう}、今般^{こんぱん}

慶応四年八月十九日二十日

御一新に付ては、弥以種痘の義、厚く御世話有之、以来下谷新し橋医学館の義、種痘館と改替、同所におゐて隔日種痘施行相成候に付、望のものは直に願出候へは、決して手数不相懸様、簡易の御所置を以、施行相成候間、末々のものへは町役人共より、其旨能々申論し、願出候様可致

右の趣町中不洩様可触知もの也

辰八月

右の通市政従

御裁判所被 仰渡候間、町中不洩様入念早々可相触候

八月十九日

町年寄 役 所

朝綱一度馳みしより、政權久しく武門に委す、今

朕俄皇統を紹、大政古に復す、是全く祖宗の威靈に頼り、名分大義の存る処天下の人心是に向ふ、嚮に徳川慶喜政權を還す、亦自然の勢、況や近時宇内の形勢日々開け、月に盛なり際に当て政權一ち途人心一定するに非されは、何を以國體を持し、紀綱を振まんや、茲に於て大政法を一新し、公卿及列藩四方の士と与に広く會議を興し、万機公論決するは素より、天下の事吾人の私にする所に非す、然るに奥羽一隅未だ皇化に服せず、妄に陸梁乙禍を地方に延、

朕甚た是を思ふ、夫四海の内孰か朕か赤子に有ざる者なし、卒土の浜亦朕一家也、朕於庶民に何四隅の別をなし、敢て外視する事あら

んや、惟朕政體を妨げ、朕が生民を害するゆゑに已を得ず、五畿七道の兵を降し、以て其不廷を正す、願ふに奥羽の一隅の衆、豈悉く

乖乱昏迷せんや、其間必大義を明し、國體を弁する者あらんや、或は其力及はず、或は勢支ふる事能す、或は情実通せず、或は事體齟齬し、以て今日至る、斯如き者宜く此機失す、速其方向を定め、以て其素志を表せば、朕親く撰所あらんや、仮令其党類と雖も、其罪を悔悟改心服郷せば、朕豈是を隔視せんや、必処するに至当の典を以せん、玉石相混し、簾共つらひいりに同ふするは忍ざる所な

り、汝衆庶宜此意を體認し、一時の誤りに依て千載の辱を遺す事な

かれ

八月

右の通被 仰出候間、町中不洩様早々可相触候

辰八月十九日

町年寄 役 所

辰七月廿一日以来紛失の品覽

一、刀

老 腰

但銘相模守藤原国綱越前の住と有、作銘不相分

縁頭 赤銅縄目

柄糸 白

鍔鉄 金にて笹葉摺かへし

式枚切羽 四分一金着せ

鮫白 鉤銀着せ

目貫 赤銅塵子打違

鞘 朱微塵

鐺 四分一鍬形

下け緒 練平打

一、刀 壹腰

銘無之 長式尺壹寸

縁頭 肥後金 一掛

鐺 長鍬形金 一掛

目貫 赤銅金丸形打違

鍔 肥後銀摺べがし

塗鮫 鞘朱塗

切羽 金着せ

柄糸 鼠小倉

栗形 肥後

一、脇 差 壹腰

但無銘 長九寸五分

富士三光之乱焼

鍔 肥後桜の模様

目貫 菖蒲せうぶ

柄糸 足結卷

鞘 朱微塵藤紋散

小柄 鉄箭の模様

割筭 赤銅素銅張分け

雲の模様

一、脇 差 壹腰

但相模守国綱

長壹尺三寸

縁頭 塗角

鐺 角

塗柄糸 紺

目貫 半開の扇

鞘 塗いし 下け緒 紺

一、短 刀 壹腰

但無銘 長五寸

縁頭 塗角

柄糸 足結卷

目貫 金減金 梨子

鞘 朱微塵 花桐の紋所付

塗鐺 角

下け緒 紺糸

一、黒博多袷羽織 壹つ

但紋所藤崩の蝶縫紋付

一、木綿縮紅裏小袖 壹つ

慶応四年八月二十日

慶応四年八月十九日〜二十一日

但三つ柏の紋五つ所

一、鉄物藤の紋付胴乱 巻つ

メ

右は北 御裁判所御懸り

八月十三日触出し

同 廿二日返答

八月廿日

名 主

一、剣術は何流に候哉

一、鎗・柔共同断

一、儒者は漢学歟蘭学の訳

一、当人は平日の行跡

一、弟子凡の人数

一、市中住居武・文師範の分、諸藩抱にても不残御書出の事

町方住居の儒者外三廉、別紙御廉書の通り御組合限り御取調、来る

廿六日迄に加藤保次郎殿方へ、有無共無間違御差出し可被成候

但諸藩の分并浪人共、御組合内は勿論、最寄武家地共不洩様御取

調の事

右御打合申候、以上

八月十九日

小口 世話懸り

町銘并橋銘迄差出可申旨、館市右衛門殿にて被申渡候処、常は木戸

無之場所は見計、町家の内へ目立候様町銘札可差出旨、組々急速行

届候様御申通し世話懸り見廻り心付可申旨、南 御裁判所にて、猶

又被仰渡候間、此段御達申候、以上

辰八月廿一日

小口 世話懸り

町火消人足改

谷村八之助

荻野源三郎

中村三左衛門

尾崎繁之助

下 役

村井伝次郎

服部嘉太夫

三縄茂左衛門

桑原彦吉

伊沢茂八郎

田辺慶三郎

右の通今般被仰渡候間、町火消組々早々可申通事

但届書等は谷村八之助・村井伝次郎方へ可差出候事

八月廿一日

町火消 人足改

申 渡

明後廿三日判府事衆、惣町中寺社門前名主并悴共御目見有之間、例の通相心得、当町六半時無遲滞、南 御裁判所御腰懸へ相揃可申候

但病氣・差合・幼年にて、難罷出分は、明廿二日朝迄可差出候

八月廿一日

右は樽俊之助殿被申渡候間、刻限の義別段早め罷出候様御談に付、

此段御達申候、以上

八月廿一日

小口世話懸

片桐省助殿東京府権判事、山口範藏殿判府事試補被 仰付候、此旨

町中不洩様早々可相触候

辰八月廿一日

町年寄 役 所

申渡

浅草御蔵前片町

同所御蔵前片町代地

同所御蔵前高村屋敷

右三ヶ町の義は、是迄の通相認め不苦候、右北

御裁判所へ何の上申渡す、前書の通被仰渡奉畏候、以上

八月

南北小口 年 番

申渡

浅草御門外本郷六丁目代地

慶応四年八月二十一日〜二十三日

幸橋御門外本郷六丁目代地

幸橋御門外快庵屋敷

幸橋御門外中山屋敷

前書町銘の義は、是迄の通御の字相唱、且御門々の義は、是又都て

御の字相唱候様可致候、右北

御裁判所へ何の上、申渡

右の通組合中早々可申通旨、被仰渡奉畏候、以上

八月

南北小口^{ウマ}年番 年 番

府下町銘・橋銘等相認候木札、町々木戸并橋台等へ打附候様可致

旨、去る廿日組々世話懸り名主共へ申渡置候処、今以不打付等閑置

候町々も有之、以の外に付、早々町銘打付、組合世話懸り、名主は

別て心付若等閑置候は、見留次第急度御沙汰可被及間、其旨可存

右の通被仰渡奉畏候、以上

八月廿三日

組々一同受 印

南 御白洲にて被仰渡候

八月

諸訴届の義、是迄南北 筆頭へ被 相届候処、今般合局相成候に

付、以来拙者共の内加藤保次郎方へ相届け候様、組々早々御通可給

事

八月廿三日

東京府附 三廻り

慶応四年八月二十三日〜二十九日

世話懸 名主中

右御達申候、以上

八月廿三日

組合 世話懸

町々 名主共

東京府は、慶長以来追々繁栄、皇国全洲の一大都府に候処、旧幕府被廢、土地一時に衰弊致し、武^府民生路を失ひ、終に妻子も離散、他方に移り、或は道路に迷候もの有之哉に相聞、誠に歎數被^レ 思食、深き

御叡慮、不日京師御出^{しつれ}、此地へ御臨幸被為^レ 在候間、一同 御趣意を奉戴し、商業を励み、活計を営み候様、其懸り・名主共より隅々迄、不洩様得と可申聞事

八月廿三日

今日御白洲にて被仰渡の趣、御組合御支配^マ店連判御取置可被成候、以上

辰八月廿三日

小口 世話懸

来月二日元南御裁判所より幸橋内元柳沢邸、今般東京府に被仰出、即日御用御取扱相成候間、此旨町中不洩様可触知もの也

八月

右の通被仰出、町中不洩様入念早々可相触候

八月廿九日

町年寄 役 所

東京府開市に付、外国人居留致し、勝手に交易差許候へ共、蜜^{ハチ}売買の義は決て不相成事に候、以後外国人と馴合、抜荷の企致し承候もの、承り及候歟、弥抜荷と見留候は、其品或は其人共捕押へ、東京府裁判所附鉄炮洲御役所へ可訴出候、其功^{こう}に寄其品々三割より、次第に寄其品々不残可被下之、人而已捕押候節は、御褒美被下候、然るを抜荷と乍^{まづ}憚見逃し、他より顕るにおゐては、当人は不及申、所役人迄可為^レ 厳科候

右の趣船稼のもの共は勿論、市中小前末々迄不残可触知もの也

辰八月

外国人へ米麦等売渡候義に付ては、前々相触置候通り、弥以御製禁に候、尤築地鉄炮洲辺居留の外国人御用の米・粳・大麦・小麦并に粉は鉄炮洲御役所より免許状相渡候筈に候間、右買人持参無之分は売渡候義、一切不相成候
右の趣市中米穀渡世のもの共へ不洩様、早々可触示もの也

八月

右の通被 仰出候間、前書式ヶ条共、町中家持・借家・店借、裏々召仕等迄不洩様入念早々可相触候

八月廿九日

町年寄 役 所

頃日市中にて、絵双紙其外商致し候もの共、戯れ絵等の中へ 詔書

組々 世話懸 名主共

の写を取交、見世先へ掛置候由、全不心得故の義とは乍申、恐多き事に付、以来詔書の写は不及申、大政官・鎮将府日誌の類は、見世先へ不差出、大題号を紙へ記し、張出し置候様可致

右の通組々不洩様申通し、名主共支配限り其筋渡世のものへ、可申聞

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

辰八月廿八日

組々世話懸 耆人つ、受印

於市中鉄炮又は弾薬等預り置候もの有之候は、預り主名前取調、来月十日限東京府拙者共調所へ可申出、尤隠し置後日発覚に及び候は、嚴重取計候間、此段急速申通可給事

辰八月廿八日

東京府 廻り役

組々世話懸 名主中

右御達申候、御組合限り御取纏御調所へ御差遣可被成候、以上

辰八月廿八日

小口 世話懸り

会所困引続三万石摺上げ、御払相成候間、是迄手続に取計切手割渡候様可致、尤来月二日より売渡候積に付、右の通被仰渡候間、是迄の振合に御取計、町々切手割合方壹組限り名前の札数、追て相渡可申候、是迄御渡申置候切手、日割の内買渡し候分、来月九日九つ時限り御差出し、右日限相過候ては御払不相成候間、無間違御差出可被成、且割残の切手有之候は、同三日御返上無之分は、其段御

返答書同日迄に、御組合月行事持場所共御取調、耆組限り御差出可被成候、此段御達し申候、以上

辰八月廿八日

町会所 年 番

右三廉御達申候内

一、絵及紙渡世のもの耆人前に受印御取置行届候段、来月二日朝

五つ時初芝へ寄合致候間、御申聞可被成候

一、鉄炮又は弾薬預り置候もの名前、預け主名前、御支配限り御取

調有無へ来る二日同所へ御持寄可被成候

一、御払米切手割合方御相談申上候間、御支配限町々竈数并合高并

御用意、右刻限無遅々御揃可被成候、右御達申候

御最寄分早々御通達可被下候

右御達申候、以上

八月廿日

谷 嶋

組々世話懸 名主共

東京府都内の市中諸問屋、其外躰下宿問屋、奥川船積問屋一切東京府へ願出候上、諸事差図を受け候様可致、外局より申付候義共有之候共、東京府へ届出進退可致旨、其筋へ不洩様可申通

辰八月廿日

組々世話懸 名主惣代

品川町 竹口庄左衛門

慶応四年八月二十八日〜三十日

慶応四年八月晦日〜九月二日

右の通南

御裁判所にて被仰渡、今日中組々へ行届候様可取計旨、被仰渡候間、御組合限早々御通達可被成候、以上

八月晦日

小口 世話懸り

右御達申候、以上

九月朔日

組合 世話懸り

旧来尾・紀・水三藩旗下の名目を借り、正税にて改も無之船数多有之候処、近來右様の名目を偽り、悪徒共不所業の次第も有之趣、不取締の儀に候間、以來軍船の外、仮令武家所持の分といへ共、商船・遊船の向不残相改、税銀上納改済の上は、目印の焼印相付可申、無印の船決て往來不相成候事

八月

右の通被 仰出候間、町中不洩様入念早々可相触候

八月晦日

町年寄 役 所

秋山小次郎

渡辺国三郎

野村弥兵衛

三繩茂左衛門

田中繁蔵

大里翁吉

笹本銀次郎

大村清吉郎

山本市郎

岩井馬之助

瀧田徳之丞

服部嘉太夫

右は今般兵隊附廻り役被 仰付候に付、兵隊に差添、町々出役致し候間、都て廻り役の通り相心得差支無之様組々可申通候、以上

八月廿五日

東京府附 廻り 役

右の通り御書付御渡被成候間、御組合限り早々御通達可被成候、此段御達申候、以上

八月廿七日

神田 年 番

右の通只今達來候間、此段御達申候、以上

九月二日

組合 年 番

申 渡

丸屋町土橋より奥平屋敷前橋関門迄御修復并柵・竹矢來出來致候に付、同所中の橋の義は、切相成候間、非常の節心付可申事

右の趣其向より御達の旨

御裁判所にて被仰渡候間、其旨可相心得候

右の通被仰渡奉畏候、依之印形致置候、以上

辰八月廿九日

山王町 行事 芳右衛門

外四人

前書の通、組合中早々可申通旨、被 仰渡奉畏候、以上

八月廿日

南北小口年番 壹式番組名主惣代

鎌倉町 名主 良太郎

右は樽俊之助殿にて被申渡候

当三月中誠忠隊屯所牛込牡丹屋敷にて、相懸り候炭・茶・蠟燭其外
入用の内、持場町々へ割合出銀致度旨、右町より申出候間、明後四
日朝正五つ時、乍御苦勞牛込御門外琴吹へ御寄合可被下候以上、此
段御達申候、以上

九月二日

中 村

組々 世話懸 名主 共

府下往還道端又は橋台等草生の場所相見へ候処、右は持場のもの共
掃除等閑故の義に付、早々草刈取、猥塵芥等捨不申様、町人共持場
の分入念掃除可致旨、名主共支配限り不洩様申聞、町役人共も厚心
付候様可致候

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

辰九月二日

谷 嶋

組々 世話懸 名主 共

今般市中取締の義、諸藩隊長へ被仰付、夫々持場を定め候へ共、右

慶応四年八月二十九日〜九月五日

は強盜又は市中へ潜伏致候もの御取締にて、市政に關係致候義には
無之候間、公事訴訟は勿論、檢使見分其外諸訴共、是迄の通り相心
得可申候

右の趣組々番外共不洩様、早々可申通

右の通被仰渡奉畏候、為後日仍如件

辰九月四日

新革屋町 木村定次郎

外七人

組々 世話懸 名主 共

公事出入又は吟味引合等にて、東京府へ罷出候もの、一件のもの共
不相揃、或は役の御用繁にて為待置候義も有之、夜に入引取候様に
ては、其日の家業を相休候而已ならず、自然雜費も相懸り、遠方よ
り罷出候ものは、別て難義可致候間、以来一件のもの共、揃次第成
丈け手操致し、取調可申に付、町役人におるても厚相心得、呼出し
刻限遅々不致様、当人召連可罷出候

九月四日

新革屋町名主 木村定次郎

外七人

今般東京へ就

行幸に、東海道筋為御道調と、来る廿三日弁事五辻弾正大弼・戸田
大和守役々のもの附屬致し下向候間、最寄の府藩県の役人共大工・

慶応四年九月五日～六日

職人共召連、泊休へ可罷出候事

一、行幸に付、諸伺届等の義は、其節可差出候事

一、御一新に付ては、旧弊に習ひ賄物、馳走ケ間敷義致間敷、万一

押て差出し候輩有之には急度可申付候事

一、宿々伝馬所役人共、旧弊に泥み、不正の所行致間敷、諸事正路

に取扱、駅郷一般の難義に不相成様可致、若心得違のもの有之に

おゐては、急度可申付事

一、下向従者の輩旧弊所業不致様、急度申付置候へ共、万一心得違

のもの有之節は、其筋へ無遠慮可申出候事

一、休泊割付候へ共、御道調の模様を寄、前後異向可有之候間、差

懸り止宿候共、必心配取扱致間敷候事

八月

行政官

右の通御書付出候間、諸事不作法の義は不及申、別て火の元厳重に
相守可申候、此旨町中家持・借屋・店借裏々召仕等迄、不洩様入念

早々可相触候

辰九月五日

町年寄 役 所

人民を繁育し、五倫の道を教くするは、当世の御急務に候処、おろ
し葉と唱へ、妊婦の子隋懐いたし、又は葉を与へ、謝礼と唱へ金銀
を貪り、家業同様に致居候ものも有之由、人倫に有之間敷義、教化
を破り、風俗を害し、以の外の事に候、右牀の悪弊一洗相成兼候
は、全町役人共等閑故の義と相聞候間、以後人民繁育の

御趣意厚相心得、末々に至る迄、情々申論し、倫理を失ひ候義無之

様可致候、万一此上右牀の所業および候もの有之におゐては、速に

召捕、吟味の上、急度当人共は不及申、其始末に寄、町役人共に至

る迄、急度咎め可申付候

右の通町中不洩様早々可触知もの也

辰九月

右の通従東京府被仰出候間、町中不洩様入念早々可相触候

九月五日

町年寄 役 所

今般大坂銅会所を鉦山局と改称相成候間、山出し金銀銅共出高多少

によらず、総て右局へ御買上ケ相改候間、差出し可申、且金銀銅入

用の義有之候は、同局へ可伺出候、尤銅の義は当四月

御布令相成候通、国々所々におゐて屹度相守可申旨、被仰出候事

九月

百姓・町人共、聊の由緒を以、宮・堂上方へ入込、用達又は館入杯
と相唱、提灯等に御用と相記、或は改印を付、權威ケ間敷義振舞い
たし候もの、往々有之哉に相聞、兼て御布令の趣も弁なから、右様
の所為は不届の至り候、若以来改ざるものは見付次第召捕、御詮義
可有之候間、屹度相心得候様被仰出候事

九月

右の通従東京府被仰渡候間、町中不洩様入念早々可相触候

九月六日

町年寄 役 所

東京府船改方兼帯

被仰付候事

肝属千甲
秋吉又助

右の通被 仰付候間、其旨相達候事

九月五日

東京府

右の通東京府被仰渡候間、町中不洩様入念早々可相触候

九月六日

町年寄 役 所

今般徳川家臣にて主人へ付添、駿府移住のもの、或は同家暇相願、

帰国のもの等受領地取調、来る十日差出候様被申渡候、尤当六月月中

南 御裁判所へ書上の受領地帳面下け渡しに相成、脇書に致し、左

の通朱にて認入差出可申、且外に老と通控の分書上げの通り相仕

立、同日無間違可差出旨被申聞候間、御支配限り惣躰持領地の分、

御銘々書上げ、控の通一と通新知相仕立、帰国朝臣の願ひ中の分、

駿府へ引移の分、上り地仕訳け書共、来る十日四つ時頃初芝へ自身

持寄の義、御最寄代呼にて、御急達可被下候、尤書入方其外御相談

の義も有之候間、各々様にも御差控御出席可被下候事

取調の廉々

御暇相願候事

何の誰 印

朝臣願がみの分

何の誰

駿河へ引越主人

何の誰

屋敷へ移住の分

右廉々取調、来る十日御持寄の事

九月七日

組合 世話懸り

組々 世話懸 名主 共

今般徳川家臣にて主人へ附添、駿府移住のもの、或は同家暇相願、

帰国のもの等受領地、別紙雛形の通り板面に相認、来廿三日迄に打

付候様可致、右板札打候速急速上地相成候分には無之、当辰老々年

の義は、先般被仰出候通り相守、心得違無之様可致

一、雛形凡四寸巾 長式尺

帰国上地

何の誰

此坪 何程

同朝臣願中の分

受領地

何の誰

此坪 何程

慶応四年九月五日〜七日

慶応四・明治元年九月六日、十三日

一、同駿河へ引移、主人屋敷へ移住の分

上地

何の誰

此坪 何程

右の通從東京府被仰出候間、組々不洩様早々申通、尤札打付済の上は、早速当御役所へ可相届旨、被仰渡奉畏候、為御請け御帳に印形仕置候、以上

辰九月六日

組々 世話懸 忝人つ、

右喜多村又四郎殿にて被申渡候間、早刻行届候様御取計可被成候、以上

九月十日

組合世話懸り

申渡

南北小口 世話懸 名主 共

右は追々

行幸御沙汰に付

御膳水の義、式三里四方の内にて、水症令致吟味候様被仰渡候、就ては

東京府中井水心得候職分の者承り糺申度候間、御撰来る十日四つ時、晴雨共辰の口御作事方定小屋へ御差出有之事

右の通從東京府被 仰渡候間、其筋渡世の明きもの人撰致し、前書御作事方へ可差出、尤罷出候もの名前相認め、返答書明九日中当所へ可差出事

辰九月

右の通被仰渡奉畏候、為御受と御帳に印形仕置候、以上

九月十日

南北 世話懸り

覚

伝馬町 忝丁目

同 町新忝丁目

同 町 式丁目

同 町 三丁目

塩 町 忝丁目

同 町 式丁目

同 町 三丁目

右は是迄南北茶屋其外当茶屋并下番等へ、組合よりも割合地震つこの振合を以及挨拶候間、其節の割合を以大町式百疋、小町百疋の積にて、来十五日朝五つ時持寄相成候間、御取集め明日中無間違御遣し可被下候、此段相達申候、以上

但割合拾五番組の義は、南茶屋相成候間、御用の節写取、控置れ候様可被致候、以上

九月十三日

名主

組々 世話懸 名主 共

徳川亀之助家来にて、暇差出し候もの共、旧臣と申、印鑑兼て老人別に渡有之候間、右印鑑所持のもの共、身元相糺候上、其所人別へ差加へ、其段印鑑持参、町役人共より東京府へ可届出候
右の通被仰渡奉畏候、仍如件

辰九月十四日

檜物町 星野又右衛門

外三人

右の通於東京府被 仰渡候間、此段御達申候、以上

九月十五日

名主

拙者共役名の義、捕亡方下目付と唱候様被仰渡候間、早々申継可給事

辰九月十四日

森 鎌太郎

高橋恒五郎

田中文右衛門

加藤保次郎

南北町 小口年番 名主 中

組々 世話懸 名主 共

徳川亀之助家来にて暇差出候もの共、徳川旧臣と申印鑑、兼て老人別に渡有之候間、右印鑑所持のもの共、身元相糺し候上は、其所人別へ差加へ、其段印鑑持参、町役人共より東京府へ可届出候

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

辰九月十四日

南北小口 世話懸 檜物町 名主 星野又右衛門

外三人

右の通今日東京府於御白洲に被仰渡候間、此段御達申候、以上

辰九月十四日

小口 世話懸

組々 世話懸 名主 共

尾州・紀州・水戸其外貸付金の義、四民融通にも相成候筋に付、是迄旧幕府にて差許有之分、此節東京府におゐて、改て御所持相成居候間、為心得と名主共支配限り不洩様早々可申通候
右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

辰九月十二日

組々世話懸 名主 共 受 印

大関 孝作

大八木作左衛門

神田 吉十郎

桜井 鍋次郎

小野田 清吉

庄田 伝次郎

右は今般捕亡方被申付候間、此段組々御達可相成候

明治元年九月十一日〜十五日

明治元年九月十一日～十六日

但野村弥兵衛・岩井馬之助・服部嘉太夫・白井繁蔵・大村清太郎・飯田徳之丞は転役相成候事

辰九月十一日

東京府 捕亡方

明治

右の通去る八日於京都に、年号改元被 仰出候間、組々不洩様早々可申通旨被 仰渡奉畏候、仍如件

南北小口 世話懸り 本町替町 名主 松五郎

辰九月十六日

外咄人

右の通今日於東京府被 仰渡候間、早々行届候様御通達可被成候、此段御達申候、以上

辰九月十六日

小口 世話懸り

捕亡方

加藤保次郎

田中文右衛門

高橋恒五郎

森 謙太郎

山本兵太夫

大沢 藤蔵

大八木銀次郎

坂倉九重郎

岩井勝之助

古谷 鑄助

岡本三一郎

吉田 敬蔵

鈴木 定八

相原伝八郎

大竹和三郎

右の通御書付御渡被成候間、御組合限り早々行届候様、御通達可被成候、以上

辰九月

神田年番

組々世話懸 名主共

町年寄共、東京府市政局庶務方申付候間、御一新の際諸事簡易を先とし、下情速に上達候御趣意に付、是迄町年寄へ申出候義は、以来東京府へ可申出事

右の通組々不洩様早々可申通候

辰九月

右は昨十五日惣組呼出しの上、可被 仰渡候処、過急の義に付、早々組々へ可申通旨、被 仰渡候間、此段御達申候、御組合限り早々行届候様、御取計可被成候、以上

辰九月十六日

小口 世話懸り

覚

一、明廿二日

天皇御誕震に付、毎月群臣酬宴を賜ひ、天下の刑戮を被停、庶民と御慶福を共に被遊候思食被仰出候に付、同日は工商共其業を相休

御嘉節を奉祝候様可致旨被仰出候間、此段相達申候、以上

辰 九月廿一日

名 主

今日京都

御出聲御東下被為在候に付、町々火の元の義、別て入念前々の通、水溜桶等用意致し置、風烈の節は、申合往還并に家根上へ打水致し、火の元守方一途に心懸け可申候、若等閑致置及出火候におゐては、当人は不及申、町役人迄も可為曲事候

一、自身番屋・商ひ番屋共多分は往還道式の内へも建有之、往還を狭み其上其上急火の節、消防の障にも相成候間

御臨幸以前早々取払可申候、尤自身番屋・商番屋無之候ては、差支候場所等も沽券地の内へ引移り候様可致

右の通組々并番外迄不洩様早々可申通

右の通被仰渡奉畏候、為御請と印形仕置候、仍如件

九月廿日

世話懸り 品川町 竹口庄左衛門

外九人

東京より

行幸御道筋

品川宿より大通り・新橋・京橋・南伝馬町三丁目左へ疊町・五郎兵衛町・鍛冶橋御門・馬場先御門・西城大手御門

右の通り被仰出候間、組合限り不洩様早々可申通、尤御道筋町々取締向の義は、追て沙汰可及候へ共、差向候義は其方共より、東京府へ早々可伺出候

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

九月廿日

御道筋町々 世話懸り 名 主 受 印

右の通於東京府被仰渡候

九月廿一日

名 主

是迄武家方持橋々并大下水等に懸け渡し有之橋にて、武家屋敷引払後、普請修復共不差構向も可有之候間、右様の場有之候は、支配内統は勿論、欠け放れ候武士地に有之橋に候共、組合を分け不洩様御調、若大破損・小破共見届、書面に致し、来る廿五日迄、築地に備前橋御普請小屋へ可差出事

町方持橋上橋名并何町より何町へ渡候橋と申義を取調、別帳に致し可差出事

九月十五日

定橋懸り

明治元年九月十五日〜二十一日

明治元年九月二十日、二十八日

町年寄転役に付、町火消人足頭取願并に御内意伺共、以来人足御改へ下役可申立旨、谷村八之助殿被 申聞候間、御組合限り組々へ早々御通達可被成候、以上

九月廿日

御用伺 当番名 主

今般四谷・赤坂辺其外共、御取締所御取建相成候に付ては、以来町々夜盜・押込・追落等有之節は、時日不移早速御取締所へ御届け可申候、且右等之義等閑置候ものは、御調可有之旨、木村市三郎殿被申聞候間、此段御達申候、右の外違変の分は、都て御届け可申出事

辰九月廿四日

名 主

差上申御請書の事

此度市中為御取締と、赤坂元火消屋敷脇竹腰伊予守屋敷内へ、東京府附属役々出張罷在候間、社寺の向へ万一脱走人、又は屯集等の企致し借用申入候ものは勿論、其余住所も不知、右鉢のものは一泊申入候ても、承引致間敷、若相断候ても不聞入候は、其者留置、且押込又は盜賊等入候砌は、時刻不移密々右竹腰屋敷内拙者共方へ注進致し、其上其筋へ相伺可申事

但本文の趣外より相聞候節は、其社寺并行事の義は、越度たるへし、且何れの向へも踏込召捕候間、兼て此段申達置候

右の通社寺方へも御達し相成候間、私共へ御申渡被成奉畏候、為御請と御帳へ印形仕置候、以上

明治元辰年九月廿八日 四谷塩町老丁目 月行事

徳兵衛

外六人

東京府

御役人中様

木村市三郎様御取締所内、強盜其外異変有之節、時刻不移坂倉九十郎殿・相原伝八郎殿へ速に御届差出、其段加藤保次郎殿へも是迄の通御届致候様、捕亡方御談御座候

但御聞込の義は坂倉・相原両人御調相成候事

右御達申候、以上

九月廿八日

組合 世話懸

町々自身番屋・商番屋往還道式の内へ取建有之分は

御臨幸已前早々取払可申旨被仰渡奉畏候、然る処右自身番屋・商番屋而已に無之、髮結床番屋共道式の内へ取建有之分は、不残取払可申候へ共、河岸並にて道式へ不懸分并御掘端場広の分は、其假差置苦るし（マ）かる間敷哉奉畏候、以上

九月廿四日

小口 世話懸

小口 世話懸 名主共

町々自身番屋共河岸並にて道式に不掛分は、差障候義も無之分は、火の見櫓并自身番屋共多有之候へ共、広場の義にて火災の節は、消

防の差障にも不相成候間、見苦敷無之分は差置候ても不苦事

右の通被 仰渡奉畏候、早々組々不洩様可申通候、為後日仍如件

檜物町名主 星野又右衛門

外式人

右の通東京府政つと正所におゐて被 仰渡候間、此段御達申候、以上御
組合限り御通達可被成候、以上

九月廿四日

御用伺 当 番

右の通唯今達来候来候間、此段御達申候、以上

辰九月廿七日

組合 世話懸り

町方持橋際に在候駒寄并柵矢来等早々新規に仕直し可申候、近来普
請仕直し候分は、見苦敷無之様入念掃除可致候

一、同断橋台・敷石高低有之、馬車通行差支候間、早々たいらに直
し可申候

一、往来に有之候并戸ヶ輪并流板共早々新規仕直し可申候、石にて
仕付有之、又は近来仕直候分は見苦敷無之様、清浄掃除等可致

右の通組合并番外共不洩様早々可申通

右の通被仰渡奉畏候、為後日仍件

九月廿七日

六番組 新面替町 名主 権兵衛

外六人

右の通於御当番所中田郷左衛門殿被仰渡、且是迄御作事持其外武家
方一手持・組合持共最寄の分取調、来月二日無間、違当所へ御持寄被

明治元年九月二十四日〜二十八日

成候、以上

九月廿七日

御用伺 当 番

近々東京へ

行幸に付ては、町々火の元の義、別て入念、火の見番・火消人足共
平常の通り相心得、万一出火有之候は、早々人数欠集り、消留候
手筈等、兼て可申合置候

一、町々町役人并人足共申合、町内裏々迄時々見廻り、火の元厚心
付、若怪敷もの見当候は、捕押召連可訴出候

一、御到着御当日にても、御通行御道筋に無之分は、渡世等相止に
不及候へ共、火の用心大切に可致候

右の通町々不洩様可相触候

九月

町入用懸り高、去卯正月より当八月迄の内、多分相懸候小間割付高
と、相減候節の割付高、両様別紙雛形の通り御組合限り御内調被
成、半紙・竖帳御認め、来月七日亀の尾へ御持寄可被成候、以上

九月廿八日

小口 世話懸

一、何町 小間 何十間

何の何月分

何の何月分 何の何月分 銀何匁

何の何月分

明治元年九月～十月

同 断 銀何匁

一、何町 小間 何拾間

一、何町 小間 何拾間

何ヶ月分

壹小間に付 銀何匁

右の通御座候、以上

辰九月

右町々 名主 誰

今般^々年分地代上納致候に付、地主出銀致し候分は子細無之、地主の内身上^レ微衰立替致兼候もの、地借へ^々年分前借申談候義可有之、地借にも身上^レ厚薄有之、難差出ものへ強て申談難洪為致候ては御撫恤の御撫趣意に相背候間、他借融^た通致し、御奉公筋相立候様可為致候

但地主・地借の内、身上^レ成にて^々年の上納可相成もの、勝手を以て御請、差滞り候もの、身分取調の事

一、地主の内全窮迫にて、子細有之差支候訳、事実相違無之向は、御調被成御伺の上、御扱強て御調無之様致度事

一、御請書差上候分、別紙雛形の通り半紙・立帳表紙に不及、来る三日朝四つ時迄に当所へ御持寄可被成候

但相残候分は、取集め日限其節伺の上、取極可申事

一、方今の御時勢因循の旧習殊の外御嫌ひ、御一洗の御趣意にて、

都て簡易輕便を專要御用ひ相成、御同役是迄の勤振怠^{マダ}情^{マダ}埒明兼候様、被思召候様御噂有之由相聞、恐入次第に付、御組合内若年の御方へは、別て御心付、町用精入、自身取扱都て速に埒明、

諸事無滞様いたし、其上身持・行状慎方迄厚心懸け、悪敷風聞無之様御申含有之度事

一、御裁判所出刻は勿論、寄合其外都て刻限申合、不信不相成候様致度事

右御打合および候、此外御心付の廉々無御腹臆御相談仕度事

辰九月

改正懸り

文言案

差上申御請書事

一、今般臨時御用に付、私共所持地面地代上り高、^々年分一時上納被 仰付、尤来巳年十二月期月御下け戻被下候段奉畏候、御請書差上候処、仍如件

明治元辰年十月

何町

一、表何間 何間口

壹ヶ年地代

金何程

同

△ 地主何屋誰代
家主誰印

一、表何間 何間口

同

金何程

○ 地主 何屋 誰代
家主 誰印

△ 本文の内、地主給金又は明地の分、地代上納の義、地主心得次第に御書出し可被成

○ 此老ヶ年地代は、当八月分地代上り高を、拾貳ヶ月分メ高に御座候

朱

御届案

一何 町

沽券地 何ヶ所

内 何ヶ所

地代老ヶ年分上り高

合金何程

何の地 何ヶ所

内 何ヶ所

地代老ヶ年分上り高

合金何程

明治元年九月

朱にて心得書

一、沽券地何ヶ所の内、何ヶ所と申義は、地代承伏致し、請書差出し候地主ヶ所にて、老ヶ年分書載の事

一、何の何と申は拜領地の義にて、内何ヶ所は地代上納行届、受取差上候分に御座候

但婦田上り地・受領地・寺社門前地は相除、朝臣に被 仰付御地面の分は、書出の事、尤門前地にても沽券地に相成候分は、書出の事

一、何 町

沽券地何ヶ所

内

何の地何ヶ所

内

右は今般臨時御用に付、御沙汰次第上納可仕筈、今日迄請書差出候

分、書面の通に御座候、猶残の分明日請書差出次第可申上候、以上

辰

何番組 名主 誰印

此届書は御老組御世話懸りへ御取集の事

町々地代当時全上り高内調致、急速可差出と商法局執事御談事に

付、調方別紙雛形の通り

一、一と支配限り地面、間口・裏行・坪数・沽券金高并家賃借用の

分、町会所借用の分、朱書にて御認め、老ヶ年当時金の地代上り

高計御書出し、店賃の分・上家代相除き可被成候

但此上り高は、家主手元地代取立、帳面にて御調可被成候

名主支配限り合高組合限り、合高御認め可被成候

右の通御組合限り合冊にて、来月七日龜の尾へ御持寄可被成候、以

上

但朝臣相成候分拝領地と御認め可被成候、以上

九月

小口 世話懸り

沽券地の分

何町何角より何軒目

一、表京間

何間 何番組 名主 誰支配
何町 家持敷地借敷
地主 誰

一、田舎間

裏行 同何間

此坪 何坪

沽券金 何程

朱にて

但家賃 金 何程

当地老ヶ年地代上り高

金 何程

何町何側何軒目

一表 京間 田舎間

裏行

此坪

拝領地敷

受領地敷

上げ地^(マ)け^(マ)敷

掃田上地敷

借地敷

上納地敷

助成地敷

朱にて

但町会所金借用有之

当時老ヶ年地代上り高

金 何程

何町

一表 何間 何間

何間 何間

何間 何間

何間 何間

朱にて

何間 何間

何の々
誰

当時老ヶ年地代上り高

金 何程

右何町

合地面何ヶ所

沽券金 何程

朱にて

但家賃 金 何程

当時老ヶ年地代上り高

金 何程

右の通り内調仕申上候、以上

辰十月

右町の 名主 誰 印

右御達申候、以上

辰十月

拾四番組 御用伺 当 番

一、地面限り地代調

一、町入用調

一、地代老ヶ年分上納の義

右三廉の内、地代上納の義は、差向候義にて、急速御支配限り地主へ御談、精入上納致候様御取計、請書差上候分は、雛形の通り半紙・立帳に御認め、調印御取、明後三日朝五時無遅々、当所へ御持寄可被成候

一、地代調

一、町入用調

右三廉共御調、雛形の通り御認め、来六日朝正五つ時無遅々、是亦当所へ御持寄可被成候

右御達申候、以上

十月朔日

組合 世話懸り

御触案

近來社寺の内、社堂大破に付、修復の為頼母子講立直候趣申触し、其筋へ出願も不致、富み興行の義相催、金錢貪取候もの有之趣相聞、社人・僧侶にて有之間敷所業不埒の至り候、此上富興行に紛敷義相催候もの於有之は、無用捨召捕、吟味の上、嚴重咎可申付候右の通東京社寺の向へ、早々可相触候

辰九月

右の通被 仰出候間、町中不洩様可相触もの也

右の通被仰渡奉畏候、仍て如件

辰九月廿八日

御用伺 当 番

町 触

去る廿日被為在

御出輩候に付、御道中無御滞候へは、来月十一日

着御被為在候旨被 仰出候間、此段町中不洩様早々可触知もの也

明治元年九月二十八日〜十月朔日

明治元年九月二十九日～十月五日

九月廿九日

御用伺 当 番

右御達申候、以上

十月朔日

組合 世話懸り

今般御取締境へ新規御取建相成候木戸・矢采共見張御番所共、兼て被 仰付候通り、今四日より店々もの相詰候様、御出役坂倉九十郎殿・相原伝八郎殿御座候間、此段御達申候、以上

十月四日

本营 当 番

府下町人共義、東京府へ願出候義有之節、手寄を求め、他向のものへ内願申入候もの有之趣相聞、御新政の折柄、右躰の義有之ては、以の外の義に付、以後他向へ内願等候もの有之におゐては、当人は勿論、取次致し候ものに至る迄厳重沙汰可及候間、心得違無之様末々のものに至る迄不洩様可申通

十月四日

御用伺 当 番 受 印

自身番屋・商番屋為引払候に付ては、抱番人共の義は、夫々於町内世話致遣候哉に候へ共、商番屋に罷在候もの一時活計を失ひ、難儀致居候もの有之候ては、不便の義に付、町役人共厚世話致可遣旨、早々可申通

辰十月

右の通厚さ

御仁恵の御趣意、組々并番外迄早々行届き候様可申合旨被仰渡奉畏候、以上

十月四日

御用伺 当 番

右の通昨四日於東京府に被仰渡候間、御最寄御達し可被下候、以上

十月五日

組合 世話懸り

今般臨時御用途に付、町々地代上り高巻ヶ年分、時宜に寄一時御借上げの積り、取調方申渡置候処、最早奥羽も及平定候に付、右調の義は先浮置候様可致候

十月五日

世話懸名主 惣代 大伝馬町 馬込勘解由

右の趣、組々不洩様私共より可申通旨、被仰渡奉畏候、仍如件

右の通商法局にて被仰渡候間、御組合限り急速行届候様、御通達可被成候、都て地代調は浮置候様、御心得可被成候、此段御達申候、以上

十月五日

小口 世話懸り

町 触

今般

御東幸に付ては、兼て御布告の通り、金銀紙幣取交通用勿論の義に

しへい
かみおせに

候へ共、遐邑僻境かろへいへきやうにおゐて、未た不弁向も可有之候間、御料は府
県、私領は領主・地頭より不洩様早々可相触事

右の通り被仰出候間、通用差支無之様市中両替渡世のものは勿論、
末々に至る迄、不洩様早々可触知もの也

辰十月

右は昨二日東京府におゐて御書付御渡被成候間、早々店々裏々召仕
等に至る迄可申渡旨、御調役三好助右衛門殿・三村吉兵衛殿被仰渡
候間、御支配限り急速行届候様、御申渡可被成候、此段御達申候、
以上

十月三日

組合 世話懸り

右唯今達来候間、相達申候、以上

十月五日

名 主

東京府茶屋彦兵衛・善藏両人より四番組・五番組・拾五番組其外
よりも当節マツ雑作其外にて入費の義相願候に付、左の通り差出し候
段、小口より通達有之候間、及御打合申候、否無御座候は、御組
合限り御取集め、御遣し可被成候、以上

十月六日

小 口 世話懸り

一、金五拾両也

四番組

一、同七拾両也

五番組

一、同拾五両也

拾五番組の内、麴町・赤坂・鮫

河橋其外

一、金拾五両也

同断の内、四谷・市ヶ谷・飯田

金百五拾両也

町・牛込・小日向の分

右の通り御座候間、大中小町々の義、来る十日当所へ町銘書御遣し
可被成候、以上

十月八日

組合 世話懸り

東京町々の内に、盲人其外五體不具にて、工商の業難相成もの有之
候は、名前・年附并病症委細取調、早々可差出旨、組々番外迄申
通し、来十日迄組合分取集め可差出事

十月七日

御用伺 当 番

近來府内入込の場所にて、合葉又は舶渡の彈葉等売買致し、雷粉管
等製造致候もの共、所々に有之候処、過ち等有之不慮に相発し候て
は、人命に相拘り、不容易義に付、不取締の義無之様、自今右品々
取扱候ものは、府内家込の場所相除き、広野続の場所見立、取扱其
方共兼て名前記置、隠売買或は所持致し候もの無之様精々心付け可
申候

右の通急速取締相成候様、被 仰渡奉畏候、仍如件

一、盲人の外五體不具のもの調方、身元相応に扶持差支無之もの相

除候積

明治元年十月三日〜八日

明治元年十月六日〜十二日

右の通申合可仕旨奉存候、以上

一、御布告御書付の義は、当節自身番屋無之場所、辻々見立柱立雨覆致し張出候様可致候

本文張出の義、日数四・五日位限り引替、且立柱立雨覆の義、手輕に取立可申積り

御布告御書付の義、辻々場所見立、立柱立雨覆致し、張出し候積の処、右場所見立候上は、名主宅前、又は其町内の内、目立候場所へ張出し候様可仕旨、申合仕候、此段御聴に入申候、以上

十月七日

世話懸 名 主

此程水戸脱走のもの、御府内へ立入候趣に付、町々木戸町役人相詰、別て心付候様、隊長より御沙汰に付、此段御達申候、以上、尤御支配町々急速行届き候様、御達可被成候、以上

十月六日

竹腰詰番 当 番

市中住居に七拾歳以上のもの并孝子・義僕或は職業出精のもの、水害・火災に逢ひ候もの、細密に御取調、来る十五日迄に

東京府拙者共調所へ御差出可被成候、尤有無共御申聞可被下候事は迄孝養忠節を尽し、御褒被下候もの并に養老の典被為奉、御扶持方被下之候分共、同様致し御書出し可有之候

辰十月六日

東京府 捕亡方 下目付

覚

明十三日

御当着に付、今明日中火の元厳重に相守、裏々迄家主時々心付、大火焚渡世のものは、家業等相休に不及、朝五つ時より渡世相始め候様可取計候事

但番屋無之場所は、表店又は明屋の内借受、家主は火事羽織等厳重に相詰可申事

十月十二日

名 主

町 触

近来町人共方に、猥に帯刀を止宿為致、中には永々逗留罷在候ものも有之哉に相聞候、向後仮令親類・身寄と雖、帯刀決して止宿為致間敷候、若相背候もの於有之には、当人は不及申、町人共迄急度可申付候

今般供奉の向、諸藩士等にて無拠止宿為致候ものは、何家来留守居又は重立候ものより書付取、其段名主共迄可申立候

一、旅人宿・百姓宿の義も帯刀人の義は、其筋鑑札所持致候もの歟、又は兼て身元髓に相弁居候もの外、決して止宿為致間敷候、且百姓・町人躰に候共、乱胡に見受候は、内々にて町役人共申

出候様可致候

右の趣町中不洩様、早々触知へくもの也

辰十月

右の通組々番外迄申通、尤止宿人、名主共迄申出候分、世話懸取集め、六日目毎に御届け申上候様、被 仰渡奉畏候、為御請と差上申候、以上

十月十一日

浅草田原町 名主 鎌 吾

外四人

右の通於

東京府被 仰渡候間、御達申候、届書御組合分取集、二・七の日昼時迄に御腰懸へ御差出可被成候

十月十一日

御用伺 当 番

御布告張出し場所、先日御書上げの通り、ヶ所御開置相成建物義、丸太の振合にて申上置、尤駒寄の義は、見合可申旨、御沙汰御座候但張出しの義、其時々伺の上、取計候積

十月十一日

御用伺 当 番

左の

木品 縦

柱 三寸、角貫 式勺通り

家根 杉板割

目板打

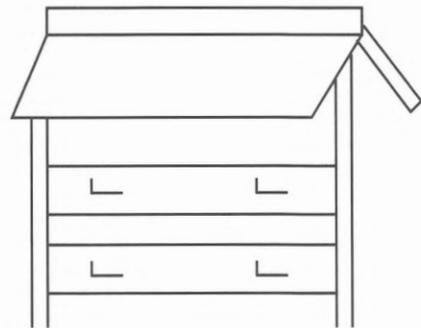
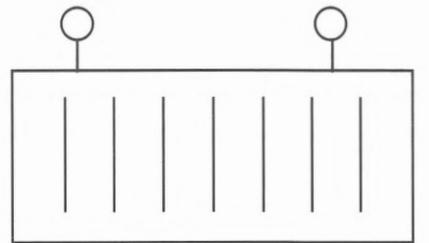
出巾 四尺

高 九尺

明治元年十月九日〜十一日

右御達申候、以上

十月十一日



当 番

一、車持名前并年数

但地車共

一、商人所持車数并所持名前

一、同断西洋形小車数所持の名前

一、灰屋・八百屋等相用候車并所持名前

一、牛車持名前并車数

一、車大工名前

一、鉄炮車台師名前

明治元年十月九日

右の外唱方相替り候ても、都て車の分、数井所持の名前共、一と廉毎に、別冊御仕立可被成候

右は東京府にて加藤新左衛門殿御調可差出旨被 仰渡候間、御組合限り不洩様早々御取調、来る十五日御腰懸けへ御持寄可被成候、此段御達申候、以上

十月九日

小口 世話懸

一、何車何輛

何町誰店車持 誰

一、

一、

一、鉄炮車台師

何町誰店 誰

一、

一、

右の通取調申上候、以上

辰十月

何町名主 誰 印

濁酒造の義に付ては、度々相触候趣も有之、旧幕町方勘定所より、鑑札等請候向も有之候へ共、今般

御一新の折柄、新規鑑札相渡、右酒造相稼候もの高拾石に付、金四両、翌年より式両の割合を以、名主支配限り壱人別に相糺、来る廿五日限り海賊橋収税局へ、本人へ家主・名主差添可願出候、尤追ては造込候桶へも極印打渡相成候間、事実正路に取調、桶寸尺等認

め可差出候

但只今造込渡世致居、此度触面に付、相止候もの共は、其段相届け、酒造道具取揃、右同所へ一応可相納候

右の趣相心得、表向請売の唱にて隠造致、其余等閑の調方致し候におゐては、名主・家主・五人組迄も急度可及沙汰条、此度於東京府に御調に相成候間、末々迄不洩様可触達もの也

但面々濁酒家業にて、見込候義有之申出度件には、収税局へ不忌諱 可申出事

右の通組々并番外迄早々可申繼旨被 仰渡奉畏候、仍如件

十月九日

政正掛 御用伺 当 番 受 印

町 触

明後十二日品川駅

御泊輦、来十三日東京

御着輦被遊候間、此旨町中不洩様可触知もの也

辰十月

町 触

今般

御東幸被為 在候折柄、無宿・野非人多人数市中徘徊致候に付、右狩込方申付候処、右の内には町方人別のものも立交り、非人同様物乞致候哉に相聞、不具のもの事実^{取調}不得止義にも有之候へ共、可

成丈け産業行立候様町役人共厚申合、精々教育可致、尤追々御救筋の道も可取立旨、夫迄町々におゐても無等閑世話致べく、

右の通り町中不洩様可触知もの也

辰十月

一、御着鞆に付、御道筋へ罷出、拝札致候義は、勝手に差許、銘々物静にいたし、混雑不致様精々心付、不作法の義無之様可致候右の通町中不洩様可触知もの也

十月

一、海賊橋の義は、海運橋と相唱候様被仰出候

辰十月十日



諸商法近来甚以乱雑に属し、物品偽造而已多く、内外人民難渋いたし候間、改めて嚴重御法制可相立事

此度在来の諸問屋は勿論、其他何渡世不限、株鑑札申受渡世可致、就ては右札御渡相成候間、銘々厚相心得、諸品物真偽判然と取立、内外人民混乱・疑惑不致様可相守、然上は右鑑札等請取候節、身元金上納可致御仕法相成候間、市中の面々一己の存付を以願出、

明治元年十月十日、十一日

鑑札相請可申事

但鑑札無之ものは、外国人取引難相成候、印札所持のもの、万一不仕合に付、産業を失ひ候は、商法局へ願出可申候、則商法局衆許の上、家業興起可致候処、互尽力致し、若不得止分散におよひ候ものは、右印鑑商法局へ相納め、身元金下け渡可申事、商法局の義は市中一同見込ものは、忌諱を不憚五ヶ所

浅草 日本橋 東京府 商法局 鉄炮洲外国局へ差置

訴訟箱へ、来廿五日迄に可申出事

十月

會計官 判事
東京府 判事

御書付御本紙御下け拝見被仰渡、組々番外迄早々可申通旨被仰渡奉畏候、依之御受書差上申候処、仍如件

辰十月十日 組々世話懸意代 浅草諏方町 名主 太郎

外七人

右の通、東京府におゐて被仰渡候間、御組合御支配限、耆人別に御申聞、店連判御取置可被成候、此段御達申候、以上

十月十日

御用伺 当 番

先般古金銀歩増の義、御布告有之候処、取引不融通の趣にも相聞へ候に付、左の分今般引替被 仰出候
一、古文字金 百両に付 引替金 四百九拾壹両也
一、真字式分判・文政金 百両に付 同 四百廿七両也

明治元年十月十一日、二十五日

一、壹朱金	百両に付	同	貳百拾壹両也
一、草字式分判	百両に付	同	三百七拾六両也
一、古式朱金	百両に付	同	貳百四拾壹両也
一、五兩判	百両に付	同	三百拾八両也
一、保字金	百両に付	同	三百六拾八両也
一、正字金	同断	同	貳百九拾五両也
一、安政式分判	同断	同	百四拾九両
一、慶長銀	壹貫匁	代金	八拾九両也
一、元禄銀	同	代金	七拾壹両三朱也
一、宝永銀	同	同	五拾五両也
一、永字銀	同	同	四拾八両壹分
一、三つ宝銀	同	同	三拾五両壹分
一、四つ宝銀	同	同	貳拾壹両三分式朱
一、銘元文 文字銀	同	代金	五拾壹両也
一、草文字銀 保	同	同	三拾九両三分
一、宝字銀	同	同	廿壹両貳分式朱也
一、政字銀	同	同	拾貳両三分式朱也
一、古式朱銀			
一、文政式朱銀			
一、古壹朱銀			

右前件の割合を以、引替相渡筈

一、手摺銀

一、焼壹分銀

一、同壹朱銀

一、灰吹并潰銀

右は当時相場の割合を以、引替御渡被下

右の通、品所持罷在候もの、金・銀座両局并商法会所へ引替差出可

申候、尤古金銀差出候日限より日数廿五日限り、代り金の義は、定

価の内書面の通り吹元・諸雜用差引無相違被渡下置候間、銘々不貯

置引替差出可申候

右の通被仰出候間、町中不洩様可触知もの也

辰十月

右の通り御東京府於御当番所に、中田郷左衛門殿御渡、組々早々布

告為致候様被仰渡、御受書差上候間、御達申候、最寄早々御達可被

成候、以上

十月十一日

組合 世話懸り
組々 世話懸 名主 共

主上

御臨幸の折柄於

東京府内無謂及発炮、或は近郊にて穫鳥マユのため、小銃打射致候義於

有之には、見当次第早々召捕、吟味の上、可処厳科候間、府内は勿

論、近郷に至る迄厚相心得、不洩様可相触もの也

辰十月

右の通 御東京府に被^レ仰渡候間、組々不洩様可相触もの也

十月廿五日

名 主

来廿七日氷川社

行幸に付ては、町々火の元の義、別て入念火の見番・火消人足共平生の通相心得、万一出火有之候は、早々人数欠集り、消留の手筈等兼て可申合置

一、町役人并人足共申合、町内裏々迄時々見廻り、火の元厚心付、

若怪敷者見当候は、捕押召連可訴出候

一、御通輦御道筋無之分は、渡世等相止に不及、火の用心大切に可

致候

右の通町々不洩様可相触候

辰十月

右の通被仰渡奉畏候、為後日仍如件

十月廿四日

幸 町 名 主 長沢次郎太郎

外 耆 人

東京府判事
兼勤
會計局判事

江藤新三郎様
(新平之)

明治元年十月二十四日〜二十五日

東京府判事

判事試補

願の通東京府権判事被免候

右御書付御渡被成候間、町中早々可相触旨被仰渡奉畏候、為後日仍

如件

辰十月廿四日

御用伺 当 番

今日於東京被 仰渡候急御達物有之、此廉の内急き物左の

目当

百間以上

百間以下

五拾間以下

右急御調に有之、来廿七日諸組惣繪、町数書上に付、振合打合の上

雛形半紙・縦帳

大町分

何 町

何 町

中町分

メ何ヶ町

何 町

何 町

何 町

明治元年十月二十五日～二十八日

メ何ケ町

小町分

何町

何町

何町

メ何ケ町

右の振合に相認め、明廿六日昼九つ時、市谷初芝へ御自身御持寄可

被成候、此段御達申候、以上

辰十月廿五日

嶋田

覚

町々行事 卷 人

右は武州一ノ宮氷川社へ

御幸被為 遊候に付、番役の義等閑の義

御沙汰出候間、今明日中聊無等閑、裏々迄相廻り可申候

今日隊長町々御見廻り在之候処、何れも番役無之旨御察斗、

右始末書面を以明廿九日赤坂御取締所へ名主差添行事召連

可申旨、御沙汰有之候間、急達し可被申候

十月廿八日

御分隊所にて 名 主

覚

明廿九日氷川社より

還御に付、火の元別て入念、都て行幸の節の通り、可相心得候様、
被 仰出有之旨、相達候事

十月廿八日

名 主

惠

……惠(仁孝帝)

統

……統(孝明帝)

睦

……睦(明治帝)

右三字

御諱に付、相用不申義は勿論、刻本等は闕書可致事

右の通被 仰出候間、不洩様早々可申通旨、被 仰渡奉畏候、仍て

如件

十月廿八日

御用伺 当 番

右の通於 東京府に被 仰渡、尤実名・豫名右文字有之分は、早速

相改、且文中に不認候ては難成節は、前書の通り字画を欠き、相認

め候様可致旨

御沙汰に付、御組合月行事持場所共、急速行届候様御取計可被成

候、以上

十月廿八日

御用伺 当 番

今般

御東幸に付、東京府市中一同へ御酒被下候間、来月六日・七日市中

一同家業相休、頂戴可致候

十月

東京府

右は過日書上候御布告張出候場所へ、早々張出し候様被 仰出候

今般

御東幸に付、東京府市中一同へ御酒被下賜候間、来月六日・七日市

中一同家業相休、頂戴可致候

御酒は来月四日於東京府分配候間、市中名主共麻上下着用、

町々惣代のもの老人つゝ、召連、朝五つ時可被罷出事

右の通被 仰出候間、組々不洩様早々可申通旨、被 仰渡奉畏候、

仍如件

十月廿八日

幸町名主 長沢次郎太郎

外老人

右は於

東京府被 仰出候

一、同断是迄町方住居致候内、駿府へ供致候もの、又は暇に相成、

在方等へ立退候もの名前

右廉々別冊に御認め、有無共来月十五日迄に

東京府拙者共詰所へ御差出可被成候、以上

但本文名前取調洩に相成、後日名前出候様にてはマヅ自前当人不都合

の義も可有之間、能々御取調へ御申越可被成候、以上

十月廿八日

捕亡方 下目付

右来月十五日迄に御調、御出来次第直に御差出し可被成候、以上

十月廿八日

当 番

鯨鳴誠蔵

東京府権判事兼外国官権判事被 仰出候事

右相達候事

十月廿六日触

名 主

卅日 達

口達案

組々世話懸 名主共

一、旧幕府臣下にて暇に相成、町方人別のもの家族人数
一、同断暇に相成、町人別に不加、元受領地に其仮罷在候もの名前
同断

一、同断未だ暇願中にて、町方・受領地罷在候もの同断
一、同断暇相成候ものにて、町方住居、朝臣相成候もの方へ同居致

候もの名前家族人数

今般御府内上り屋敷の内、御郭内は家作共被召上候義にて、取壊不
相成旨、兼て被 仰出義有之処、当今右家敷・家作買取、取壊し候
ものも在之哉に相聞、且郭外上り屋敷売渡相成候場所の内、外構・
石垣・板塀・垣根等に至る迄、委く取崩し候も相見え候へ共、石垣

明治元年十一月八日〜十日

は地所に付候義に付、取崩し不相成、板塀・垣根等も取崩し候ては、地所境界紛敷不都合の義も有之間、以来御郭内上り屋敷家作買取候義并御郭外の分は石垣・板塀・垣根等外廻りの分取崩候義不相成、自然心得違のものも於有之には、御沙汰の筋も有之候に付、右の趣市中不洩様急度可相達事

辰十一月

右の通於東京府被 仰渡候間、此段御達申候、以上

十一月

先般江戸の称を改て

東京と被 仰出候上は、地図・書籍は勿論、絵双紙に至る迄、都て東京と相改候様、当月五日御触有之候処、右は是迄有来の地図^ッ其外書物・絵双紙類不残、東京と板木相改め候様被 仰渡候間、其筋渡世のもの不洩様御申付、見世先へ差出し置候分、早々相改め候様御申付可被成候、此段御達申候、以上

十一月八日

御用伺 当 番

今般御酒被下候に付ては、町々のもの共家業相休、頂戴致候程の事故、出し印様の品持歩行候は、全一兩日の義にて、最はや右様の義相止め可申候へ共、此上致起過^ッ口論其外等有之候ては不宜候間、御組合限早々寄々御心付可然奉存候、以上

十一月八日

小口世話懸

御東幸中別て火の元大切に可致義は勿論、若及出火候へは、火元は死罪、町役人は追放にも可相成杯、市中にて専ら申触し候趣相聞候、右は

御布告にも決て無之処、全奸賊共流言致し、人心惑乱為致候義に可有之、不届之至に候、若此上不取留義相唱候もの有之候は、無用捨可申出、其次第に寄夫々御沙汰可及候間、市中不洩様早々可申通右の通被 仰出候間、組々不洩様早々可申通旨、被 仰渡奉畏候、仍如件

辰十一月九日

神田旅籠町 名主 善左衛門

外七人

右の通於東京府被仰渡、今日中張出、行届候様被 仰渡候間、急速可取計旨御沙汰に付、早々御張出し可被成候、以上

辰十一月九日

御用伺 当 番

今般御酒頂戴に付、町々賑家其外出し印様の物引歩行候哉の趣相聞、右は兼て被 仰渡候日限過、右躰の義御座候ては、以の外の事に付、早々御止め候様、急速可申通旨、捕亡方より御沙汰に付、御組合限早々御差止め可被成候、此段御達し申候、以上

十一月九日

右は東京府捕亡方詰所にて被申渡候間、此段御達申候、以上

十一月十日

御用伺 当 番

烏丸宰相殿御願の通り

東京府知判事被為差免候

右の通被 仰出候間、組々不洩様早々可申通旨、被 仰渡奉畏候、
以上

辰十一月十日

浅草諏方町 名主 喜一郎

外六人

差上申御請書の事

一 今般御酒頂戴に付、町々にて出し印様のもの、又は俄か踊杯差出候趣入 御聴に、右は此上口論等生し候ては、以の外の義に付、急度差留め可申、若此上不相用候は、御召捕にも可相成様被仰渡奉畏候、名主支配限り心得違のもの無之様、急度可申通候、依之御受書奉差上候、仍如件

辰十一月十一日

品川町名主 竹口 庄左衛門

外一同 ㊦

差上申御請書の事

今般御酒頂戴に付、町々にて出し印様のもの、又は俄踊杯差出し候様入 御聴、右は此上口論等生し候ては、以の外の義に付、急度差留可申、若此上不相用候は、御召捕にも可相成趣被仰聞奉畏候、依之私共支配町々申談、家主方より請印取置、此段申上候、以上

辰十一月

何番組

明治元年十一月五日〜十一日

何町

名主

組合 連印

右の通御組合限り受書半紙・堅帳にて、明後十二日捕亡方御調所へ御差出可被成、此段御達申候、以上

十一月十一日

御用伺 当 番

脱走浮浪のもの共、今以東京市中に致潜伏居、夜に入横行、人民を苦め候趣達

叡聞に、深被惱

震襟候、依之嚴重御取締向被 仰出折柄、奥羽・北越の大軍御引揚に相成、市中商家へ止宿致し候に付ては、自然混雑の憂も有之間敷とは難申候に付、右兵隊市中に止宿致間敷旨、軍務官より嚴重に被 達候事に付、市中におゐても其旨相心得、以来止宿の義は申入候共、堅く相断可申、万一兵隊の中には右は御深慮不心得のもの有之、強て申談候は、其旨早速軍務官へ可申立候、若心得違のもの私に止宿為致候ては、兵士の為にも不相成候間、此旨堅相断可申もの也

辰十一月五日

明治元年十一月五日（十三日）

右の通被 仰出候間、組々不洩様早々可取計旨、被 仰渡奉畏候、仍如件

辰十一月五日

御用伺 当 番

右は只今達来候間、此段御達申候、以上

十一月十一日

組合 世話懸り

明後十四日辰刻浜殿

行幸に付ては、町々火の元の義別て入念、火の見番・火消人足共平生の通り相心得、万一出火有之候は、早々人数欠集り、消留の手筈等、兼て可申合置

一、町々町役人并人足共申合、町内裏々迄時々見廻り、火の元厚相

心得、若怪敷もの見当候は、捕押可訴出候

一、御通輦御道筋といふ共、渡世相止に不及

右の通り、町々不洩様可相触候

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

辰十一月十二日

(用九)
御留伺 当 番

組々 世話懸 名主 共

町方のもの共、刑法官におゐて吟味筋有之節は、以来同所より別紙雛形の通り、直に差紙を以呼出し候積、御懸合済に付、已後呼出し相成候節は、無差支罷出候様可致候、尤出帰は当府へ訴可申候
右の趣町中不洩様可申通事

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

十一月十二日

品川町名主 竹口 庄左衛門

外老入



差紙

右のもの明幾日何時、町役人差添刑法官へ可出もの也

何月

刑法官(物) 鞆獄司

何町 誰地借敷 誰店敷 誰

牛込成就院門前

同所等覚寺門前

同所等覚寺内門前

同所無量寺門前

名主 月行事

此もの支配町々地主・別当義、今般復飾の義、願の通被 仰付候に付、牛込成就院門前は牛込津久戸門前町、牛込等覚寺内門前は牛込赤城下明神前町、等覚寺門前は牛込赤城明神表町、牛込無量寺門前は牛込八幡町と銘改致度段、願の通り町銘唱替申付候
右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

十一月

右 月行事 印

名主印

十一月

浅草諏方町名主吉郎

前書の通り牛込成就院門前外三ヶ寺門前町銘替相成候、被仰渡奉畏

外七人

候、仍如件

十一月十二日

小口世話懸

右の通昨日於東京府被仰渡候間、御最寄へ御達し可被成候、以上

十一月十三日

矢部

組々世話懸名主共

市中貧民取調方凡例

一、家持の分

一、家主の分

一、地借の分

一、店借にても表店住居の分

一、同断通勤の分

一、裏住居にても株式等所持又は召仕等有之もの

一、同断貸金等致候もの

一、同断見継受罷在候もの

一、遊藝を渡世のもの

一、老竈にて稼人兩人のもの

右の分相除、全鰥寡孤独又は身分不相叶、厄介人有之、給統兼候も

の名前精細取調可書出

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

明治元年十一月十二日〜十三日

相札可申事

右の外、全極貧にて可及飢程のものは、其子細取調書出し可申事

右の目当にて取調、来る廿日調書持寄、猶未決の廉は相伺候様申合

仕候、此段申上候、以上

十一月

組々世話懸名主共

右の通伺相済候間、御組合限り御取調一組合帳に御仕立、人数惣繰御認め、来る廿日無相違当御腰懸へ御持寄可被成候、以上

十一月十二日

小口世話懸

下
札
本文調書の内、五體不具のものは、下け札にて其訳御申立可被成候、以上

何町誰店

一、何人暮

何稼誰

辰何才

妻誰

明治元年十一月十一日〜十三日

悴 誰 同

右誰義は何々

何町誰店

一、 何稼 誰

辰何才

右誰義は何

何人

右の通取調申上候、以上

辰十一月

右町名主 誰 印

臨時御救去月廿八日にて、不残御渡済に付、行届候旨の御書面、別紙振合に御認め、御組合御連印被成、御救御渡の節、小札御割印に不及、御組合限り月行事持分共各々様御取集、無相違来る廿日迄に御差出可被成候、此段御達申候、以上

但小札の義は、御支配限り御封被成、封上に小札員数御認め、御差出可被成候

辰十一月十一日

町会所 年 番

以書付申上候

今般市中貧民共へ御救被下置、銘々奉頂戴、右人数の外、相当のものにて相洩候もの無御座候、今般御救行届、難有奉存候、依之御救小札返上、此段申上候、以上

年号 月 日

何番組 何町名 主 印

町御会所

別紙書訳け、神社明後十五日、官務使植松少将致参向候、此段為心得と申入置候もの也

十一月十三日

神祇官

東京府御中

覚

神明宮

品川神社

氷川神社

日枝神社

右来十五日

官務使参向の事

神田神社
根津神社

王子神社

白山神社

右来十六日同断の事

富岡八幡宮

亀戸天満宮

右来十七日同断の事

以上

右の通り被 仰出候間、最奇町々不敬の義無之様、諸事可申附旨、
右町々可申通旨、被仰渡奉畏候、為後日仍如件

辰十一月十三日

鈴木町 名主 源 七

外拾六人

来る十八日新掌祭当日被為在
こしやう かつてむかし 嘗こころみ

御拝候に付、從十六日晚至十九日朝夕

御神供候間、僧尼重軽服者

参内可憚事

右

御布告の 御嘗祭と申は
しめす つける 御嘗祭しやうと申は
みことり こころみ かつてむかし

天皇自ら新穀のみのれるを以て、天地の御神に供し給ひ、よもすか

明治元年十一月十三日〜十六日

ら拝し給ひ、御大祭なれば、来十八日は府下の人民末々に至迄、深く相慎み、火の元は大切に心を用ひ可申事

右の通被 仰出候間、不洩様早々可申通旨、被仰渡奉畏候、仍如件

辰十一月十五日

馬喰町 名主 七左衛門

外 七人

右の通於東京府に被 仰渡候間、火の元の義精々御心付可被成、此段御達申候、以上

十一月十五日

小口 世話懸

菊

御紋の義、従前々付来候もの不軽義に有之、其上器物等へ画き候義、急度可相止事

但御用に付、是迄可差許候分、一応何出可申事

右の通被 仰渡候間、組々不洩様、早々可申通旨、被 仰渡奉畏候、仍如件

辰十一月十五日

南八丁堀町 名主 松之助

外 七人

覚

一、刀 拵付 巻 本

身 長老尺式寸八分

銘 唐道

縁頭 鉄孔

目貫 赤銅色絵竹茶花

鑷 生着せ赤銅色絵芦に鷺

巻下 新鮫

柄糸 紺緋

鑿 鉄唐草透し

下け緒 黒

鴉目 金着

更紗袋入

一、刀

身 式尺三寸 無銘

縁頭 鉄浪の彫

目貫 金着せ花形

切羽 金焼付

鑷 銀焼付 巻下 新鮫

柄糸 鼠小倉

鑿 鉄木瓜

栗形 丸形

鞘 朱いちく

下け緒 浅黄

鴉目 金焼付

栗形 金同断

鑑金 鋏形

一、拵付刀 三本

長 身式尺五寸 新刀

縁頭 鉄

目貫 四分一花形

切羽 金焼付

鑷 銀焼付

巻下 白鮫

柄糸 花色

鑿 鉄木瓜

栗形 丸形

鞘 朱微塵笛巻

下け緒 紺白打分け

鴉目 金焼付

鑑鉄 鋏形

一、脇差拵付 壹本

身 長壹尺四寸六分

無銘

縁 赤銅七々子金丸の内鍔片喰紋付

頭 角巻掛

目貫 色絵牡丹

切羽 金着せ

卷下 新鮫

柄糸 黒

鐔 鉄透し

栗形 丸形

鞘 黒蠟色

下け緒 黒

鴉目 銀

一、合口脇差拵付 壺本

身 長壺尺余 無銘

縁頭 合口くり形小尻

小柄・筭

緋色銀象眼

目貫 赤銅丸の内に釵片喰

鍬 金焼付 柄鮫

鞘 いちく丸の内に釵片喰紋散し

下け緒 茶

鷓目 金焼付

一、金七拾八両壺分式朱也

但壺分銀 取交

一、懷中物文庫 壺 っ

内鼻紙入へ 金壺両壺分三朱入

但壺分銀 壺両也

壺朱銀 壺分三朱也

一、守袋中に

実印有之

一、きせる・たはこ入類、鳥目少々入有之

右は

御東京府御触出し

右御触紛失物、其町々例の通入念取調、似寄の品有之候は、早々

可申出候

十一月十六日

名 主

町 触

組々 世話懸 名主 共

当八月十五日東京府開市の積、先達て相触候趣も有之処、御不都合も有之、御差延被望候処、弥来十九日開市相成候間、去る八月中相

触置候通り可心得候事

右の通市中不洩様可触知もの也

辰十一月

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

十一月十七日

御用伺 当 番 印

明治元年十一月十六日〜十七日

明治元年十一月十七日

角力・芝居・狂言其外見世物等の場所へ帯刀のもの并小者鉢の
の罷越、威勢を以木戸銭等も不遣、猥に入込候もの有之趣相聞、甚
以有間敷事に候、向後右鉢の所業於有之は、即時可搦捕旨、及御沙
汰候条、末々迄不心得無之様致度可申付事

一、同断仮令木戸銭等は相払候共、暴威を振り、場中を妨候もの
は、是又嚴重取札、品に寄候ては、可搦捕旨及御沙汰候条、同断
の事

右の通被 仰出候間、組々不洩様早々可申通旨、被 仰渡奉畏候、
仍如件

十一月十七日

御用伺 当 番 印

当八月十五日東京府開市相成、鉄炮洲へ条約済の外国人居留致し、
交易御差許に付、勝手に可遂商売候、且同所に住所致候義も、是又
勝手に徘徊可致筈に付、不取締・不佐法^(作)の義有之候ては、外国へ対
し御失鉢に相成候に付、心得違無之様可致候

一、外国人居留地関門外の地所、又は家作等貸渡の義は、一切不相
成事に候、心得違致間敷候

一、外国人出先にて、荷物運送の為、其外の義にて、差掛人足雇度
旨申出候は、賃銭受取、身元相分居候者差出候様可致

一、於開市場に、外国人へ品物売渡し、又は買入共交易勝手次第た
るべく候へ共、交易品物受取、又は渡方相成候は、早々鉄炮洲

町会所へ可届出候

一、外国人門扉等有之人家へ猥に不立入積に候へ共、相望み一見致
度旨申出候上は、立入不苦場所は案内致し、一見為致候義勝手次
第たるべく候、尤相制候を不取用、及不法候は、名前等承り
置、其旨早速可届出候

右の趣急度相守可申候、若相背候ものは可為曲事候、都て不正の筋
等及見聞候は、早速可訴出候、等閑の義有之、外より頭れ候にお
ゐては、当人は不及申、町役人共迄嚴重に可被仰付候間、違失無之
様可致候

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

十一月十七日

御用伺 当 番 印

東京府開市に付、外国人居留致し、勝手に交易差許候へ共、蜜^(密)売買
の義は決て不相成事に候、已後外国人と馴合、抜荷の企致し候もの
承り候歟、又は弥荷^(密)抜と見留候は、其品或は其人共捕押へ、東京
裁判所鉄炮洲役所へ可訴出候、其功に寄其品の三つ割より、次第に
寄候ては、其品不殘可被下候、人而已捕押へ候共、御褒美被下候、
然るを抜荷と乍存、見逃し他より頭れ候におゐては、当人は勿論、
所役人迄可被処嚴科候

右の趣船稼共は勿論、町中小前末々迄、不洩様可触示もの也

辰八月

外国人共米麦等売渡候義に付ては、前々相触置候通、弥以御制禁に候、尤築地鉄炮洲、辺居留の外国人、日用の米・粃・大麦・小麦并粉は鉄炮洲御役所より免状相渡候筈に候間、右買入免許状持参無之分は、売渡候義一切不相成候

十一月

右の通被仰渡奉畏候、仍如件

十一月十七日

御用伺 当 番 印

今日御触書の四廉は早々張出し候様、御達可被成候、以上

十一月十八日

組合 世話懸

来る十八日新嘗祭

御当日に付、火の元別て相慎み可申事

右に付、来十七日暁より十九日朝に至り候迄、寺院梵鐘一切停止の事

但出火の節は格別の事

右の通被仰出候間、不洩様早々可申通旨、被仰渡奉畏候、仍如件

十一月十六日

西紺屋町 名主 坂部六右衛門

外式人

右の通り被 仰渡候間、御組合限り早々行届候様、御取計可被成候、以上

十一月十七日

組合 世話懸り

組々 世話懸 名主 共
明廿二日・明後廿三日各国公使参着に付、道筋取繕、其外心得方の義、申渡置候通、往還混雑不致ため、武家通行差留候間、町役人共も其段可相心得候

一、名主共・家主共羽織・袴着用、持場へ罷出居、往還人留致し、外国人へ対し不作法の義、無之様厚く心付可申事

一、通行夜に入候は、町家軒先へ提灯可差出候

一、往還掃除入念可申候

一、火の元別て心付候様、精々可申付候

右の趣、通行道筋町々不洩様可申通旨、被仰渡奉畏候、仍如件

辰十一月廿一日

箔屋町 名主 延吉郎

外七人

今般東京府へ南北御裁判所合併相成候に付ては、是迄済口証文其外区々に付、以来左の通り一樣仕度、雛形相添奉伺候

十一月

改正掛 名主

札 可為伺の通事

用紙是迄の通り大みの紙立紙
差上申済口証文の事
一、何町誰店誰奉申上候

明治元年十一月十六日〜二十一日

明治元年十一月二十一日

無是非何月幾日御訴訟奉申上候、同何日御差日の

御裏書頂戴相附、公事合の上、金公事新規証文相改候歟、本公事
外に御吟味奉願筋無御座、以来双方聊無申分、熟談内済仕候、偏
に

御威光と難有仕合に奉存候、依之為後証済口証文奉^{マデ}差上候処、
仍如件

年号 月 日

訴答 当 人

町役人

用紙西の内通物
乍恐以書付奉願上候

一、何町・誰店・誰奉申上候、私より何町誰店・誰外何人へ相懸候
何出入何月何日御訴訟奉申上候、同幾日 御差日の

御裏書頂戴相附、公事合の上御吟味相成申候、然る処右出入の
義は、訴状面不行届の廉有之歟、何々の義有之候に付歟、尚下々
にて得と示談仕度奉存候間、何卒以

御慈悲御吟味是迄にて、右願歟、訴状歟、御下げ被成下置候様、
奉願上候、以上

辰

何町誰店 何右衛門

家主

名主

相手 連印 不仕

乍恐以書付奉願上候

一、何町・誰店・誰奉申上候 —— 無是非何月幾日御訴訟奉

申上候へは、訴状上げ置候様被 仰渡、同何月幾日双方被召出、
御吟味の上、滞金 —— 以来双方聊無申分、右出入熟談仕候
間、何卒以

御慈悲御吟味御下げ被成下置候様、奉願上候、以上

願人 何町誰店 誰印

家主

名主

何の何の守様家来

相手 何之誰

右何置候処、御付札の通り可相心得旨、於御吟味所に、被 仰渡候
間、御達申候、以上

但来月朔日より本文の通り御心得可被成候、以上

辰十一月廿一日

御用伺 当 番

外国人市中遊歩致し、旅人宿等に罷越、止宿致度旨申聞候は、不
取敢鉄炮洲御役所へ何出可取計旨、組々早々不洩様可申通旨、三村
吉兵衛殿被 仰渡候間、此段御達申候、以上

辰十一月廿一日

御用伺 当 番

組々世話懸 名主 共

京都府判事 青山北三郎

以当官東京府在勤被 仰付候事

右の通被 仰出候間、組々不洩様早々可申通旨、被 仰渡奉畏候、仍如件

辰十一月廿一日

御用伺 当 番

笹岡小平太

右は今般捕亡方被申付候間、此段組々へ早々御通達可給事

但大里翁吉捕亡方御免相成候事

辰十一月廿四日

東京府 捕亡方

口達書

店火消共消防の義、前々より申渡候趣も有之候処、兎角近来町火消人足共相懸候場所割込、消防致し、殊に消札と紛敷木札并町銘目印職等屋根へ持上り候義、甚以不都合の義に有之、一躰店火消心得方の義、出来有之候迎、他町へ罷越、猥に消防致し候義は、決して不相成、町火消欠付候上は、火口相渡、水の手を專一に相心得、下火消方心懸け出精相働、飛火等心付候様可致候、町火消人足共に紛敷品相用候義并消札等差出候義は、一切難相成、若此上心得違のもの有之候は、嚴重の沙汰可及候間、兼て店火消共へ、其方共より厚申諭置べく事

町火消 世話番 名主 共

右御書付於東京府、人足御改方より御渡被成候、此段御達申候、以

明治元年十一月二十一日 晦日

上

十一月廿七日

御用伺 当 番

府内忠孝奇特の廉を以、旧幕府におゐて褒美為取遣候もの共、当節存生の分組々一帳に名前并申渡振、且褒美高等書上可申事

十一月

右の趣、組々早々可申通、来廿九日迄に断獄方へ差出可申事

右の通今日於東京府、被仰渡候間、転宅等の分御調落無之様、被入

御念御調、来る廿九日御腰懸へ御持寄可被成候、以上

但都て元町にて御調、御持寄可被成候、以上

辰十一月廿四日

御用伺 当 番

組々 世話懸 名主 共

東京

臨幸万機

御親裁被為遊、蒼生未だ詳く覆はすと雖、内地略及平定候に付、

大廟へ 御威績を被為告度、来月上旬一と先

還幸被為遊候、尚明春再幸の思食に付、百官有司可得其意被

仰出候事

十一月

行政官

右の通被

仰出候間、相達候事

明治元年十一月二十八日、十二月五日

十一月廿八日 東京府

右の通被 仰出候間、組々早々可申通旨、被仰渡奉畏候、為後日仍
如件

十一月晦日 御用伺 当 番 印

差上申御請書の事

一、毎月二日・十五日・廿三日・廿八日御会日に付、公事訴訟見合

可申旨、組合・番外・月行事持場所共、早々通達仕候様被 仰渡

奉畏候、依之御請書差上申候、以上

十一月晦日 品川町 名主 竹口庄左衛門

惣町火消 組々 世話懸 名主共

今般築地鉄炮洲・南八丁堀の義、外国人居留地相成候に付ては、右
関内の火消人足共消防致し候に付、惣町火消共欠付候は、右関門
外へ相詰、懸り役人差図無之内は、猥に立入消防不致様、兼て火消
人足共へ其方共より可申論置

但式番組の内、す組場所の義は、以来関内相成、残り町組合の義
は、以来も組へ割合候間、其段人足共へ不洩様早々可申聞候

右の通り一同へ早々可申届旨、被仰渡奉畏候、為後日仍て如件

辰十一月廿九日 惣町火消 組々 世話番 名主共

市中追々鎮静に及び候へ共、盜賊折々町家へ押入候間、兵隊不怠巡

邏為致候へ共、今以小賊掃議(塚)に立至り兼候に付、寒風を不厭、兵隊

一際嚴重に相廻り候条、町役人共に於も官府の御趣意厚く相心得、
町々木戸番人足差出候分、今晚より不残夫々へ為相詰、夜五つ半時

よりメ切可申付候、此上名主・町役人共申合、取締行届、町役人共
安業致候様精々尽力可致候、我等不時に見廻り候間、其節不都合の
義無之様、取計可申事

十一月晦日 市中取締 隊 長

赤坂 青山 四谷 鮫河橋 千駄ヶ谷 麴町

為取締と出張居候兵隊の内、町家へ立入談強又は押借等致候は、

早速我等宿陣しやうじんへ相届可申候、万一町人共右牀しやうじやうの義、押隠候者有之候

は、相訳候次第、本府へ差出可申候間、心得違無之様可致事

十一月晦日 名主

一、刀 覚 壹本

但無銘 長式尺六寸

縁頭 赤銅菊形

鐔 鉄撫角

目貫 赤銅龍

柄糸 紺・鮫白

鞘 いちく黒

一、刀 壹本

但身 無銘 長式尺三寸

縁頭 赤銅小鳥

鍔 鉄釣仙人

銘兼家

目貫 赤銅紅葉の彫

柄糸 紺 鮫一の切

鞘 黒虫喰

一、刀 壹本

但身 無銘 長式尺五寸

縁頭 鉄鶴模様

鍔 赤銅

目貫 海老の囷

柄糸 黒塗 鮫無之

一、脇差 壹本

但身 無銘 長式尺三寸

縁頭 角 出し紋

目貫 赤銅けし彫

鞘 黒

メ

右は東京府御懸り

十一月晦日 御触出し

右紛失物御触書写之相達候間、其町々例の通り入念取調、有無返答

明治元年十一月晦日〜十二月五日

可申出候事

辰十二月五日

名主

町触

金札御製造に相成候御趣意は、第一物産に開き、随て金札商法融通の為御施行被 仰出候、京都・大坂を始め西国におゐては、夫々通行被 仰出候へ共、未だ東国は戦争混雑の折に付、是迄御見合に相成候処、追々御平定至り候間、兼て御趣意の通り、諸国一般に楮幣通用被仰出候故、此段無洩可相心得、但右楮幣の義は、自然の相場に随い、御施行相成候間、此旨可相心得事

一、金札 今般御施行被仰出候上は、貧窮のものは勿論、其地一般へも夫々御貸渡相成候間、産業の拝借願度ものは、当府へ願出候は、其分限に應し御貸渡相成候間、各産業の基を立可申、尤富貧の差別も有之事故、願出候は、御調の上、夫々御貸渡可有之事

一、右拝借金札上納の義は、当辰暮より一割つ、金札を以、上納致し、来る辰年迄拾三ヶ年にて上納済切の事
一、極貧窮にて、其日暮し兼候ものを、町々名主共より取調、右産業の見込を立、金札拝借可願出、尤是等の輩は別段御仁志を以、御貸渡可有之事

一、金札通用被仰出候上は、当辰年より一切年貢・諸運上等金札にても、正金にても上納可致事

但金札上納の義は、時の相場を以、可相納事、尤政府におゐて

明治元年十二月三日～十一日

も、同様御遣出しの事

右の通り市中不洩様可触示もの也

辰十二月

右は昨五日組々世話懸り老人つ、東京府へ御呼出し相成、前書御触書御渡被成、今日中御布告場所へ張出しは勿論、支配限り御触の趣行届候様、庶務方喜多村又四郎殿厚被申渡候間、御写^{うつ}濟急速行届候様御取計可被成候、此段御達し申候、以上

但張出し行届候段、明日中御返答御申聞可被成候、以上

十二月

組合 世話懸

来る八日

還幸御治定の事

但御道筋東海道の事

右の通り被 仰渡奉畏候、組々不洩様、早々可申通旨、被 仰渡奉

畏候、仍如件

十二月六日

御用伺 当 番

世話懸 名主 共

来八日

御還幸に付ては、火の見番・火消人足共平常の通り相心得、万一出

火有之候は、早々人数駈付消留の手筈等兼て可申合置候

一、町々町役人并人足共申合、町内裏々迄町々見廻り、火の元厚く

心付、若怪敷もの見当候は、捕押召連可訴出候

一、御当日にても御道筋といへ共、渡世相休に不及候へ共、火の元

大切に可致候

右の通被仰渡候に付、不洩様早々可相触旨、被仰渡奉畏候、仍如件

十二月三日

御用伺 当 番

組々 世話懸り 名主 共

駿河三位中将家来共の内、駿府へ移住又は帰田等致候もの、受領地・町屋敷の分、一般上地被仰付、地代・店賃等来已年正月より御取上げ相成候間、是迄在来の通り、地代・店賃取集め、当府へ相納候様可致、猶委細の義は追て取調沙汰可致候

右の通被 仰渡奉畏候、仍如件

明治元辰年十二月三日

御用伺 当 番

朝廷御紋の義に付、此程御布告も有之候処、今以市中にて菊の御紋相用候もの有之候趣、乾干海苔渡世のもの共は包紙へ公然と御紋を用ひ候趣入

御聴に候間、急速御沙汰有之候様存候事

十二月九日

一、七拾歳以上のもの

一、八拾歳以上のもの

一、九拾歳以上のもの

右是迄書上置候もの内、死失致し候もの取調、来る十二日書上候様、御沙汰に付、同日無相違御持参可被成候、以上

右廉の内

御紋付候のものは、東京一般に御差留相成候、依之包紙并判木共名主方へ取上げ可申候、且看板札等より相用候分は、名主立会为取入、同様名主方へ取上げ申候、依之此段申上候

七拾歳以上外式廉共、書上後病死のもの無御座候、此段申上候、以上

右の通り御答申上候間、聡と町内相調

御紋付の判木・看板等入念相改、今日中持参可被致候、此段御見留等御座候は、何様にも可被仰立候、依之此段御請書差上申候、以上

十二月十一日

惣町行事連印

町触

先般被 仰出候来春再

御臨幸被為 遊候に付、旧本丸城蹟に於て

宮殿御造宮被 仰出候間、早々取掛候様御沙汰の事

十二月

右の通り被 仰出候間、稼人足相願度ものは、其町々名主迄早々可

願出事

右の趣町中不洩様早々可触知もの也

右の通唯今、於東京府被 仰出、張出し并町々へ今晚中相届候様可被取旨、別段御沙汰に付、此段御達申上候、以上

十二月七日

御用伺 当 番

御伝馬入用の義、今般大御用の分、惣町割出銀の積り、此程被 仰渡も御座候処、市中の内、御年貢上納町屋を除き、上・中・下等の差別立方見据、混合其上一時集高にては、地主迷惑致候場所も可有之候間、左の通り

一、公役銀当年より上納御免に付、此公役銀壹ヶ年分、当暮猶壹ヶ年分、来巳四月両度つ、取集可申

一、御年貢上納方社門前の町屋相除、是迄国役相勤候共、公役不相勤町々并新規町屋受領地・上納地の分式拾坪を小間老間と見

据、新規町家沽券地の分は、最寄拝領地見合、上・中・下、五間口・七間口・拾間口と公役の割合を以、今般前同様出銀取集め可申

可申

右は此度限りの出銀に付、前書の通り見据候方相当可致哉、公役の義は、素人足役の割合に付、書面の通り御打合申候思召も無之候は、御組合町々向寄町柄に見合、出銀高御調、御組合惣高御調書、来十六日御持寄可被成候

右の趣申上、取集方可仕奉存候、以上

明治元年十二月七日〜十二日

明治元年十二月十二日、十三日

但右に付、市中持場上・中・下御入用に付、早々取調可差出旨、別段御沙汰有之、右は御伝馬助金の義に付、兼て調有之候に付、右を以申立候積りに御座候旨、御心得迄御達申候、以上

辰十二月十二日

世話懸

一、御支配町々の内、公役銀納来候分、町銘卷ヶ年分金高、来十五日朝五つ時、当所へ当所へ御持寄の事

一、御年貢上納并寺社門前の分相除き、其外御達書の通り、割合小間高・出銀高同様出銀の事

公役銀高へ見合向に寄、町柄上・中・下の差別は御相談可致、新規町屋等の内、全明地の分相除、建坪見積小間見据、可然存候右御達申候、以上

十二月十三日

小口 世話懸り

臨時御用取扱

中田 郷左衛門

速水 如水

磯貝 祝次郎

右は為心得と申聞候間、秋山久蔵殿被 仰聞事

十二月十三日

御用伺 当 番

旧幕府臣下其外用達町人受領町屋敷・町会所貸附金有之分、無洩様名前取調、元役名相認め、右の内朝臣願濟、同願中の分、駿府移住

其外暇相願候分、脱走致候分、上地・埴田上地共雛形の通り名前上へ相認め、早々差出候様可申通旨、御懸り御役人中被仰聞候に付、御組合月行事持場所共急速御取調、来廿日迄に御組合限り御仕立御差出可被成候、以上

辰十二月

町会所

年 番

朝臣御願濟 何町 元役名 何の誰

一、受領町屋敷 何町 元奥詰医師 何の誰

同願中 何町 元奥詰医師 何の誰

駿府移住 何町 元奥詰医師 何の誰

一、上地 元何の坊主 何の誰

暇相成候 元何隊何々 何の誰

一、同 元何隊何々 何の誰

脱走 元一 何の誰

一、同 元一 何の誰

何々 元一 何の誰

一、同 元一 何の誰

但半紙片面四人つ、右の通、取調申上候、以上

辰十二月

何番組 何町名 主 誰 印

今般楮幣御貸附の義に付ては、小前末々のものに至る迄、御貸渡相成候に付、小高の分迎も差控候ては不宜、名主共厚世話致し、当人申立次第速に取次、書面為差出可申旨、組々早々可申通段、秋山久蔵殿被仰渡候間、此段御達申候、御組合月行事持場所共行届候様、

御取計可被成候、以上

十二月十三日

小口 世話懸

右の通り被仰渡奉畏候、仍如件

辰十二月十六日

本町 名主 文左衛門
外七人

毎月正月三日旧幕府へ年頭の節、古町と唱候町中より樽熨斗、名主共より銘々扇子・箱台付献上仕候仕来に付、来巳年の義も、伺の通り年頭御札の義、右品々献上仕度奉願上候、御聞済の上は、献上御場所御伺奉申上度、此段奉御伺候、以上

辰十二月

世話懸り 名主 共

右の通被 仰付候間、組々早々御達可給事

辰十二月十六日

東京府 捕亡方 目付

今般組々両替屋へ楮幣拾万兩御下げ渡しに相成、右割渡方不平の義無之哉

右楮幣拾三ヶ年返納の積に候処、右の内には都合に奇、年限の内にも返済致度含のもの有之哉、右両条下々人氣相探り可申立旨、秋山久蔵殿御沙汰に付、御組合限り最奇両替屋共へ御探索、明後十七日御腰懸へ御持寄可被成候、以上

十二月十五日

小口 世話懸

(裏表紙)

塩町 巻丁目

南北小口 年番 名主中

捕亡方

組々世話懸 名主 共

商法局御開に付、諸商法取締規則等、当十月中触置候趣有之候処、此度商法は被廢、尚御吟味の上、夫々被 仰出候向も可有之候間、何れも其心得にて商業営業候様可致候
右の趣、町中不洩様、早々可触知もの也

明治元年十二月十五日〜十六日